

9月10日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 西 沢 悦 子 君 | 8 番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 〃 | 小宮山 定彦 君 | 9 〃 | 滝 沢 幸 映 君 |
| 3 〃 | 山 城 峻 一 君 | 10 〃 | 朝 倉 国 勝 君 |
| 4 〃 | 祢 津 明 子 君 | 11 〃 | 吉 川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中 島 新 一 君 | 12 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 6 〃 | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 7 〃 | 栗 田 隆 君 | 14 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | | |
|-----------------|-----|-------|
| 町 長 | 山 村 | 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 崎 | 義 也 君 |
| 教 育 長 | 清 水 | 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 池 上 | 浩 君 |
| 総 務 課 長 | 柳 澤 | 博 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 白 井 | 洋 一 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 関 | 貞 巳 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 達 | 博 巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹 内 | 祐 一 君 |
| 建 設 課 長 | 大 井 | 裕 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀 内 | 弘 達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長 崎 | 麻 子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 柳 澤 | 英 明 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬 下 | 幸 二 君 |
| 総 務 係 長 | | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 細 田 | 美 香 君 |
| 財 政 係 長 | | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 宮 下 | 佑 耶 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 竹 内 | 優 子 君 |
| 子 ど も 支 援 室 長 | 鳴 海 | 聡 子 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | | |
|-------------|-----|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 | 一 朗 君 |
| 議 会 書 記 | 宮 崎 | あかね 君 |
5. 開 議 午前9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

(1) 胃がんの原因ピロリ菌についてほか 中 嶋 登 議員

(2) 町の新型コロナウイルス感染症の対策について第3弾
ほか

大 森 茂 彦 議員

(3) 坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略についてほか

滝 沢 幸 映 議員

第 2 議案第38号 令和元年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について

第 3 議案第39号 令和元年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

第 4 議案第40号 令和元年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

第 5 議案第41号 令和元年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

第 6 議案第42号 令和元年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（西沢さん） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（西沢さん） 最初に、13番 中嶋 登君の質問を許します。

13番（中嶋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

さて、今議会におきまして、坂城町名誉町民条例によりデイリーフーズの社長である高見澤正さんをご推挙され、名誉町民となります。コロナ禍の時代、大変うれしい明るいニュースです。私も中沢町政の頃より数回にわたり、名誉町民ご推挙を申し上げて一般質問を行っております。感謝するとともに、敬意を表するものであります。

そして、今議会では、長野県下初である坂城町犯罪被害者等支援条例が制定されます。5月に痛ましい事件が起きての制定とのことでありましたが、全協の場所では、今回の事件においては対象外とのことでした。しかしながら、私の何とかならないのかという質問に対して、町職員の知恵と努力と、そして最終的には町長のご英断により、100万円の予算付けがなされました。これまた、敬意を表するものであります。ありがとうございました。また、この条例により、またなお一層の安心・安全、そして付け加えるならば、安定のまちづくりをお願いをするものであります。

それでは、質問に入らせていただきます。

①胃がんの原因ピロリ菌について。この質問は3回であります。

井戸水を飲んだ世代は、約9割の人がピロリ菌感染であり、胃がんの解剖すると何と100%ピロリ菌が出てくると言われております。

私も井戸水世代でありましたので、一般質問をすることも踏まえて武市医院へ行きまして検査をしていただきました。何と私も、検査結果を聞きに行きましたら陽性でありました。先生よりピロリ菌の薬を処方していただき、その後の検査では陰性となり、ピロリ菌はゼロとなりました。

年に1回、中学校や高校時代の同級会のときに、みんなにピロリ菌検査を勧めております。胃がんでなんか死なないようにしようとPRをしております。やっぱり、同級生、結構大勢ピロリ菌いまして、中には井戸水きりしか飲んでしかいないようなのが、いや、俺いなかったわいというのもありましたけど、ほとんどおりまして、みんな、中嶋に言われるように、おらお医者さんに行って薬飲んでなんて言って、大分ピロリ菌を同級生退治しております。とにかく、そういう部分もありますので、役場の皆さんも、議員もそうなんですが、ピロリ菌検査ぜひおやりになったほうがいいと私は思います。

(イ) ピロリ菌検査を。

団塊の世代が70代となってきた。国保の医療費を抑制していくためにも、町の健康診断でピロリ菌検査を加えるとともに、除菌も無料にすべきであると思いますが、その辺のところをお尋ねをしておきたいと思います。

(ロ) 中学生に集団健診を。

私は、平成29年12月議会においても、中学生に集団健診を行うよう提言をしております。

町長もご記憶があると思いますが、当時、千曲医師会の主催によって文化センターで講演会が開かれました。そのときの講演会の演題が「ピロリ菌と胃がん」であり、講師は須坂病院の赤松副院長先生でありました。そのときのお話の中で、生まれたときから水道水を飲んでいる世代も、何とピロリ菌がいるとのことでした。私はちょっとびっくりいたしました。先ほど申し上げましたように、私ら井戸水世代だけだと思っておりましたので、本当にそんなことあるのかと思いました。まさかと思ったんですが、小中学生の子ども達にもピロリ菌が感染しているとは、思っ

もなかったことを先生から教わりました。

そして、これは最近のお話ですが、松本の明善中学校の保健の先生であります藤岡先生がピロリ菌検査について論文を発表いたしました。何と最優秀を取得されております。これは信濃毎日新聞に載っております。

松本市では、2018年、今から2年前になりますが、全中学生を対象に胃がんの原因となるピロリ菌の検査を実施するようになり、学校でのピロリ菌検査は、全国的にも先進的であると、これまた高く評価されております。

でありますので、余計に、我が町でも至急に取り組み、子どもの命を守るべきかと思いますが、その辺のところをお尋ねいたします。

で、当時、先ほど申し上げたように赤松先生のお話の中で、パンフレットをあのときの私引っ張り出してきまして、千曲医師会より中学生、高校生の皆様という、こういうパンフレットが出ています。もう一つは健康ニュース、これは千曲医師会で、もちろん坂城町のドクターみんな入っていますが、こういうのが。議員にも見せろと言われますから、こういうものが、実はそのときに配られた。こういうパンフレットを配っていただいて、そのときに講演会が行われたということでもあります。

ちょっと時間も空いたから、ちょっと大事なところを読みますが、

千曲医師会より中学校、高校生の皆様へ、皆さん胃がんという病気を知ってますか、とても怖いがんの一つです。でも、最近、胃がんの原因はピロリ菌であるということが分かってきました。つまり、ピロリ菌を退治すれば胃がん対策になるということです。今の中学生、高校生がピロリ菌に感染している割合は5%と言われております。また、ピロリ菌に感染している人が一生のうち胃がんになる確率は15%との統計の資料があります。ですから、今、千曲市坂城町の中学生と高校生、約4千人のお友達がいるわけですが、そのうち約200人がピロリ菌に感染していて、そのうち15%の約30人が大人になって胃がんにかかってしまいます。そのうち、12人が胃がんで命を落としてしまうという計算になります。

でも、若いうち、特に10代でピロリ菌を退治してしまうと、ほとんど胃がんにならないということが分かってきました。将来生まれてくるであろう君たちの子どもへのピロリ菌感染を未然に予防することができ、将来にわたり千曲市や坂城町から胃がんを予防できることにつながります。千曲医師会では、中学生や高校生にピロリ菌検査を受けてもらい、そして、除菌治療を行い、胃がんを予防しようということを考えています。学校の先生やPTAの皆さんと協力して、ぜひ実現したいものです。

という内容のパンフレットが、会場で配られたということでもあります。

以上であります。1回目の質問をお願いいたします。

保健センター所長（竹内さん） 1、胃がんの原因ピロリ菌について、（イ）ピロリ菌検査をから

順次お答えします。

ピロリ菌は、まだ免疫力が低い幼児期に、主に親子間で感染すると考えられ、胃に取りついて炎症を起こす菌で、ピロリ菌の感染が長期間にわたって持続すると、胃の粘膜が薄くやせてしまう萎縮が進行し、胃がんを引き起こしやすい状態をつくり出すとされております。

一方で、胃がんを発症する原因は、ピロリ菌の感染だけではなく、塩分の多い食品の取り過ぎ、喫煙、多量の飲酒、野菜や果物の摂取不足などからも発症すると言われております。

ピロリ菌の感染の有無を調べる検査につきましては、血液を採取して行う血清抗体検査や吐き出された息による尿素呼気試験のほか、内視鏡による検査などがございますが、検査方法により検査の精度に差がある状況でございます。

町の健診においてピロリ菌の検査を加えてはとのご質問ですが、集団で行う町の特定健診において実施できる検査は血清抗体検査となりますが、この検査法は精度が高くないとされており、実際には陰性であるにもかかわらず、かなりの方が陽性と判定される可能性があるとのことあります。したがって、この検査で陽性となった場合は、個別に再度医療機関において別の検査法により検査をしていただく必要が出てきてしまうところでもあります。

また、集団健診ではなく、医療機関において個別で特定健診を受診する場合には、健診委託機関よりピロリ菌検査の実施はできないとの回答がございました。なお、ピロリ菌検査において陽性となり、ピロリ菌の除菌治療をされる場合は、内視鏡による診察が必要になり費用も様々なケースが出てまいります。

このように、健診項目に加えるには、大変課題が多く、現状では難しいと考えておりますが、今後も検査精度の向上をはじめ、諸課題に関する動向に注視してまいりたいと存じます。

また、胃がんの予防として、胃がんの原因の一つであるピロリ菌を除菌することも有効ではございますが、胃がんの早期発見のために、町では胃がん検診を実施しておりますので、まずはこの胃がん検診を受けていただければと考えるところでございます。

続きまして、(ロ)中学生に集団健診についてお答えいたします。

松本市で実施しているピロリ菌検査につきましては、中学2年生のうち希望者を対象として平成30年度から実施しているもので、まず、一次検査としまして、先ほど申し上げました血液採取による血清抗体検査を行います。この検査は精度が高くないため、この検査で陽性となった生徒は、個別に予約をして、吐き出された息による尿素呼気試験法による二次検査を実施いたします。

この一次・二次検査の費用を松本市が負担し、二次検査で陽性となった生徒は、除菌をするかどうか保護者が判断した上で、医療機関において自費で除菌をするということでもあります。

検査結果について松本市に確認しましたところ、一次検査の血清抗体検査での陽性判定率は、平成30年度が6.2%、令和元年度が7.2%となっておりますが、一次検査陽性者を対象と

して行う尿素呼気試験法による二次検査の陽性判定率は、30年度が1.3%、昨年度が1.6%と、いずれの年度も検査を受けた生徒約2千人のうち、陽性と判定されたのは30人弱ということでございますので、実際の感染率は高くない状況です。

こうした状況を見ますと、一次検査の精度が低いことや感染率が高くないこと、多くの生徒、保護者が二次検査のために再度足を運ばなければならなくなることなどの課題もございますので、引き続き研究が必要と考えております。

13番（中嶋君） 保健センター所長より、懇切丁寧なるご答弁をいただきました。

私も、今の松本のお話は新聞で読んだだけでありまして、機会があったら一回先生に会ってこようとは思っておりますが、その前に今所長に細かくお調べをいただきまして、大変ありがたく思っております。

今、るるご報告があったわけでありまして、やはり検査方法はたしか4種類ぐらいあると思います。私が武市先生に受けたのは、空気を吹き込むやつです。ふうっとやるやつですね。あれでいるということが分かりました。あと一般的に行われているのは、所長のほうからお話がありましたように血液でやるというのが多い。というのは、血液を採ったときに、いろんな検査ができますので、そこへピロリ菌というようなお考えがあるようです。それからおしっこもいいみたいですし、一番、本当はいいのは内視鏡ですね。これはもう当然やっぱり、場合によっては細胞を取ってきて、それで調べるなんてことをやるから確実だと思います。ただ、それにはお金もかかるというようなことで。

だから、簡易的に血液で松本は、私はやっていると思っております。ですから、両方言いますが、坂城町の場合にも、やっぱり、その大人の健康診断でも、そういう血液を採ったときに、そういうふうにやってもらえれば一番ありがたいのかなと。

それから、今の松本のデータでは、大分少ないというお話がございました。これは町長いいんですよ、少なくなっているということがね。じゃ、どうするんだと、私はゼロなんです。やはり、ピロリ菌を坂城町からなくそうということです。これはもう、20人、30人になったら最高にうれしいことです。必ずやその方にやっていただいて、その方が消えれば、もうピロリ菌は坂城町からなくなります。

で、この後が大事なんですよ。坂城町からなくなるとどうい現象が起きるか。坂城町の子ども達が結婚して、また赤ちゃんができます。そのときにはうつりません。ないんですから。ただ、他市町村からお嫁さん来たとかなんとかという、多少は問題があります。

であります。そういう分を考えますと、私の考えているのは、今、ピロリ菌を抑えるですが、赤痢菌なんかほとんどありませんよ、日本には。だから、赤痢菌がどこかで発生したら、ドクターで赤痢菌の菌を見つけることができないそうです。分からない、知らない、その辺は。我々小さい頃は赤痢菌がたくさん坂城町に蔓延していました。そのときには、どんなドクターでも顕

微鏡で赤痢菌、みんな見つけました。ものすごい勢いで赤痢菌ってやつは、変わっていつてしま
うんです。だから分からない。でも、その当時のドクターはみんな分かりました。でも、今のド
クターは絶対分かんないそうです、赤痢菌なんかいねえから。

そういうように、ピロリ菌を坂城町からゼロ、まさにゼロ宣言をしてもらいたいぐらいに私は
思っているから、こういう質問をしたわけでありませう。

だから今、統計的なことが出ております。両親とも、例えばピロリ菌に感染している場合は
5割だそうです。片親が感染している場合は、2割の児童に感染が認められているというデータ
も出ておるわけです。

ですから今、私が言いましたように、この坂城町からピロリ菌をゼロにしようという、こうい
うことで、今の一般質問をしたわけでありませう。

それで、松本の中学校のほかの先生のお話を申し上げましたが、今所長がおっしゃったように、
やはりいろいろ検査方法とか、いろんな方法があるわけですね。

それで、この先生が論文をお書きになって、これから松本市の学校のその周辺の何校かの皆さ
んを集めまして、その保健の先生を。そこで、みんなにもう少しだから効率よく、まあ言うなれ
ば、ゼロに向かってやっていこうというような内容、また、そういうふうにやっていきたいとい
う論文内容でありませう。

であります、もう、私がああ当時一般質問をして、町長やろうよと言ったら、3年前ですよ。
あんときにやっていけば、長野県で一番だったんですよ。まあ、それが残念ながら、松本では
2年前からおっばじめた。しかも、全員がやってんだと。それで私もおっとこれはいけねえぞと。
それで、今日の一般質問になったという次第であります。

本来、これ通告書に書いてないから何とも言えませんが、せつかく教育長おるんだから、中学
の子ども達に、松本、始めているんですよ、健康診断を。議長のお許しがあれば、教育長に一言
言っていただきたいが、通告にないから駄目ですか。一言でもいいです。やりてえのか、やりた
かねえのか。

それから、最後には町長にも一言いただきたい。

以上。

議長（西沢さん） 中嶋議員、今のは質問ですか。

13番（中嶋君） 質問であります。

議長（西沢さん） 質問ですか。

13番（中嶋君） はい、第2質問として、坂城町で取り入れるのか入れたくねえのか、そこを聞
きたい。

以上。

教育長（清水君） 再質問についてお答えいたします。

中学生のピロリ菌集団健診につきましては、先ほど保健センター所長の答弁にもありましたように、先行実施しております松本市の状況から、検査精度、感染率、そして内視鏡による診察と除菌といったことについて、中学生に当てはめて勘案するなど、引き続き研究が必要であると考えるところでございます。

13番（中嶋君） 通告書になかったことに対して、教育長、ありがとうございます。ご答弁いただきました。ある意味、教育長らしいご答弁でございます。慎重なるご答弁ということで、もっともかと思えます。

また、そうは言いましても、子ども達の命に関わることであります。決して、命というものは一つであります。それこそは、多い少ないということではありません。一つの命が大事なんです。地球より重いんですよ。誰かが言った言葉ではありますが、それぐらいのものでありますので、また、慎重に、そしてまた本腰を入れて真剣に、教育長にはまたお考えをいただいて、私のお願いでは、できるだけ早く導入していただければありがたいということでもあります。

大変教育長には突然で申し訳なかったんですが、町長には両方ともご答弁願うと私は書いてありますので、町長にもひとつここはどうするのか。今の町長の言っている安全・安心は、私のつけた安定ですみませんが、そのまちづくりを町長本気でやっている。

それから、今の学校問題においては、町長、すばらしいです。全国に先駆けて、町長もコンピューターの会社にいましたので、得意技だと思いますので、それを大いに坂城町で発揮していただいて、いろんなどころで、全国に負けないようなことをやっていただいています。

その子らの、町長、命を守ろうじゃありませんか。ご答弁をお願いします。

以上。

町長（山村君） 大変強くご質問いただきました。

赤松先生の講演会、私も出席して、私も意見いくつか言ったと思います。あのときに、今、中嶋議員さんおっしゃらなかったけども、副作用もあるという話もありました。ですから、そういう総合的な判断しなきゃいけないと思います。命を守るのは、副作用も起こしちゃいけないということなんです。

それから、千曲医師会が全員が、先生方が、ぜひピロリ菌を全員にやってくれとはおっしゃらないんです。ですから、そこをよく判断して、考えていきたいというふうに思っております。

13番（中嶋君） これまた、町長らしいご答弁をいただきました。慎重なるご答弁だと思います。

町長、私もそのように存じております。やはり、副作用ございます。今、大騒ぎしているコロナ、あれでも、日本もそれこそすごいでっかいお金を出して、これは国が考えていることですから、国民を全部守るぞと。それこそ、もう天文学的な数字の金額をお願いして、天文学的というか、我々のところ注射を打ってくれると。まあそういう、政府も一生懸命ご努力をなされておるわけですが、あれ、フランスだか、イギリスだか忘れたんですが、日本と契約したところが、突

然、ストップかかっちゃった。何だと聞いたら、町長が、今おっしゃったとおりですよ。やっぱりそうはいつでも副作用があるよ。すごいですね、外国は、何万人にも投与しておいて、1人副作用があったからといって止めちゃった。

一番困るのはトランプさんです。それこそ大統領選挙がありますから、あんなことになっちゃって。あれが全部オーケーになってアメリカ、日本全部注射打って何もなかったということになれば、トランプさん、大統領になれますでしょうけども、これまた、分からねえな。

まあ、そんなことを考えれば、町長、おっしゃったとおりです。その辺は、やっぱり首長として、やっぱり町民の命、それから今の健康を守るのは当然だと思います。

ただ、でも、私に言わせれば、町長、一つだけ、前もそんなこと言ったんですが、私も薬品関係に携わっていた時代がございました。いろんな研究室へ行っておりました。まあ、坂城で言えば寿製薬、隣のミヤリサン研究室で、いろんな、私、薬品を納めていた時代がございました。

そこで、研究員たちは、ドクターの卵として、いろんなお話を申し上げたときに、中嶋さん、私は一生懸命いろんな薬作って、人類、それから地域の人たち守ろうと思って頑張っていますと。ただ、よくよくとどのつまりの話をすると、誰か風邪薬や胃腸薬飲んでも、日本中調べりゃ、一年に必ずや三、四人死んじゃうだわいと。それ何だいと言うたら、これが副作用と。ええ、風邪薬や胃腸薬で死んじゃうだかいと言うたら、それが、死んじゃうんだわいと。現実的に、ぼこぼこやっている研究室の博士たちが私にそんなことを言って、お話をしてくれました。

それで、その研究員の博士の皆さんたちは何を言ったかというところ、中嶋さん、そういうところをおらたちは研究しているだわいと。副作用ゼロの薬、作りたいと。でも、今のこの科学技術では、なかなかゼロにはいかねだわいと。だから、例えば、1万人のうち1人ぐらいはもしかしたら死んじゃうけれどもな、何とかこの薬を出すことによって、世の中に何千人、何万人の人が助かるだわいと。だから、そういうのをあんまり表では言ってもらいたくはないけれども、事実としてはそこだわいと。それが例えば、10人亡くなるのが5人になったわいと、5人になったのが2人になったわいと。最後はどうなるだと言ったら、1人だわなと。で、先生にゼロにならないだかいと。あんまり大きな声言えねえけど、ならねえだわいと。まあこれが、薬学会の実情のようであります。

でありますので、首長の町長でありますから、本当に命を大事にすると、私は、言った今の1万人に1人、それはしょうがねえじゃねえかと言うけれども、町長、これは町長の立場ではしょうがねえじゃねえかと言えませんよね。当然だと思います。

ただ、今の世の流れ、世の中がこれだけ進んできている時代です。やはり、他町村でもそんなことが始まったなんていえば、いいことは、町長、まねをしようではありませんか。

これ以上の再々質問にお答えなんていうことを私は申し上げません。また、町長も、教育長もよくお考えになって、慎重にご検討いただければ幸いです。

あんまり長くやっていると、第2質問へ移っていきませんので、これぐらいにしておきますが、とにかくひとつよろしく願いをしておきます。命を守ってください。

第2質問に入ります。

新型コロナウイルスについて。

この質問は、日々状況が変化をしておりますが、9月2日の通告どおり一般質問を行います。

(イ) インフルエンザとコロナ検査は。

インフルエンザ流行期には、コロナ患者と見分けるために、同時に検査を行う必要が出てきております。どのように対処するのか、町内のかかりつけ医や千曲医師会との話し合いは行っているのか、その辺をお尋ねをしたいと思います。

(ロ) かかりつけ医でPCR検査を。

長野市では、かかりつけ医の医師が必要に応じて、その場で患者から検体を採取して保健所で行う行政検査とし、保険適用とみなし、患者の自己負担を市が負担する仕組みをつくり、10月以降から始める予算組みを行いました。我が町も始めるべきであると思いますが、その辺のところもお尋ねをしておきたいと思います。

(ハ) 感染症受入宿泊施設は。

今後、秋から冬に向かって、第3波、第4波も心配されると思われております。

県は、感染警戒レベル4、これは上田がそうとなっておりますが、以上でホテル4か所、250人分の運用を行うとのことですが、長野保健所管内では何人分確保されているのかお尋ねをいたします。

以上であります。

町長(山村君) 中嶋議員さんから、2番目としまして、新型コロナウイルスについて、(イ) インフルエンザとコロナ検査は、順次お答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、本年1月、日本で初めて感染確認されて以来、既にもう8か月が経過するわけでありませうけれども、感染の収束が見通せない中、間もなくインフルエンザの流行期も近づいてまいります。

医療機関では、これからの時期、発熱等で受診する患者に対し、インフルエンザや季節性の風邪などに加え、新型コロナウイルス感染症も想定しながら、診察をしていくということになるわけでありませう。

現状では、インフルエンザの検査につきましては、医療機関で直接実施しますが、新型コロナウイルスに関しましては、医師が必要と判断した場合はPCR検査センターに検査の依頼をし、患者にはその後検査センターに行ってくださいということとなりますので、診察の際に、PCR検査とインフルエンザの検査を同時に行うということはない状況であります。

一方、8月28日の新型コロナウイルス感染症政府対策本部会議で決定された今後の取り組み

において、インフルエンザ流行期を踏まえた検査需要に適切に対応できるよう、都道府県に検査体制整備計画の策定を要請することとされました。

併せて、インフルエンザか新型コロナウイルスかが判断できない発熱患者が増加することを踏まえて、地域の医療現場で新型コロナウイルスの検査が簡易、迅速に行えるよう、抗原簡易キットによる検査の大幅拡充など、検査体制の強化がうたわれており、長野県でも体制整備を進める方針との報道がありましたので、動向を注意していきたいと思っております。

いずれにしましても、医師の先生方には、他の患者や医療スタッフへの感染に注意を払いながらの診察となり、大変なご負担となりますが、現在も町内のほとんどの医療機関においては、発熱があるなどの症状のある方については、車の中で待機をしていただき、医師が感染症対策をして車まで出向いて問診を行ったり、出入口や診察室を別にして、ほかの来院者と動線を分けて診療を行うなどの対応をしていただいているということをお聞きしております。

検査や治療といったことに町が直接関わるということではできませんが、機会を捉えて先生方のご意見もお聞きし、町としてできることについては協力をしてまいりたいと考えております。

続きまして、（ロ）かかりつけ医でPCR検査をについてでございます。

PCR検査は、従来、保健所に相談の上行われてきましたが、現在はかかりつけ医が必要と判断をすれば、直接PCR検査センターを予約し、検査を行えるようになったことで、以前より早期の検査と診断につながるようになりました。

厚生労働省から出されている新型コロナウイルス感染症に関するPCR等の検査体制の強化に向けた指針においても、検体採取体制の強化として、保健所を設置する都道府県等の自治体に対し、医療機関での検体採取体制を進めるよう求めています。

これを受けまして、長野県においても医療機関で検体を採取する体制づくりを進めており、現在は医師会を通じて協力していただける医療機関を募っているというところであります。

当然ながら、日常の医療も提供しながら行うこととなりますので、感染防止のための施設や設備の対応、スタッフ等の体制が整っている医療機関からということになると思いますが、早いところでは9月末から10月初め頃には検体採取ができるようになるとお聞きしているところであります。また、検査については行政検査となりますので、保険適用で行われ、検査を受けた方の自己負担分につきましては、県が負担をするということになります。

ご質問の長野市の例につきましても、長野市は単独で保健所を有する中核市であることから、同様の取り組みを行っているということでもあります。

続きまして、（ハ）の感染症受入宿泊施設はについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の再拡大により、長野県内においても感染者が増加し、感染者の増加が著しい上田圏域については感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状況として、県が独自に定める感染警戒レベルが4に引き上げられました。新型コロナウイルス特別警報が発令されま

した。

また、当町を含む長野圏域及び佐久圏域、諏訪圏域は、感染拡大に警戒が必要な状態として感染警戒レベルが3となっており、新型コロナウイルス警報が発令されているところであります。

このように県では、感染警戒レベルを独自に定めるとともに、各レベルに応じて対策を進めることとしており、レベル4に引き上げをした場合には、軽症者や無症状の感染者のための宿泊療養施設を確保することとしております。

この宿泊療養施設につきまして県に確認しましたところ、県全体で250人分を確保しているということ以外、圏域ごとの内訳を公表していないということで、ご質問の長野保健所管内で何人分が確保されているかについては、私どもでは、現在、把握できていない状況であります。

県では今般、上田圏域の感染警戒レベルが4に引き上げられたことにより、県全体で250人分の確保をしている宿泊療養施設の一部について運用を開始していくということで、今後においても状況に応じた適切な運用がなされるものと考えているところでございます。

先日も、阿部知事を交えた長野広域の地域の会議がありまして、その場でも、宿泊施設を持たない坂城町としては、例えば、戸倉上山田ですとか、ほかの地域での宿泊施設の提供というものを考えていただきたいということ、数度にわたって、私からもお願いしておりますので、いろいろ検討していただけるものと思っております。

13番（中嶋君） 町長より、るるご答弁をいただきました。

いろいろ、先ほど、私申し上げましたが、一週間も10日も前に、通告書書いてありましたので、ちょっと、陳腐な質問になった部分があったかと思いますが、検査体制も全国的にも整ってきたり、何百人が何千人、何万人できるような方向が定まってきております。

そういうものを考えますと、国も本気でやっていますし、県も本気でやっていますし、もちろん、町はまさに最前線でございますので、大変ご苦労なされていると思います。

いろいろお話を聞くと、そうは言いますが、坂城町で今は4人出ているわけですが、ほとんど私は、もう軽かったというから、皆さんもう、中には退院しているのもいるんじゃないかなあぐらいに思って、そんなには心配しておらないわけですが、ただ、先ほど申し上げましたように、これから寒くなると、やっぱりインフルエンザ、下手すれば、学級閉鎖なんてことも起きるかもわからない。そのときにコロナが、もし1人、2人いたりすると、とんでもないことになってしまうと。

で、ちょっと、まあ、3波、4波のときの体制になったときに、どうすんだいと。坂城町の町民の命、どういうふうを守るんだということでの、私、質問をさせていただいたわけですが、ただ、そういう部分を考えて、町長がおっしゃったように、町長もやっぱり私と同じことを考えていただいております。

宿泊施設です、やっぱり。坂城町はないんですよ、ホテルもないし、旅館もない。だから、

そういうものを考えれば、さすが町長、今の、県知事に対して、我が町はねえぞと。そういうことで、余計、また、そこでアピールをしておいていただいてよかったですと私は思います。

今、まあ、250人で上田圏域なんて言うから、上田は、それこそ県も本気になってますから。それこそ保健所総出でもって、上田に張りついておると思うんです。

ただ、これが、今上田だけだからいいが、これがあちこち飛び火し始めて、今度、松本で始まったぞとか、駒ヶ根で火ついたりしたら、おっと、今度は須坂だ、中野だと、千曲市だなんて怒られますから、それ以上私言いませんが、そうなったときに250ばかりじゃ足んねえじゃないかと。あっちもこっちもなっちゃって。というときに、我が坂城町の町民をどうすんだと、10人、20人、30人、50人になったときに。ということで、私は最悪を想定して、この一般質問をさせていただいたわけです。

前回のときには、こんなにコロナは大したことねえと私は思ってたんですよ。だから町長に対して、終わったときにはコロナ撃退祭りで、坂城どどんに負けなくらいな祭り、町でやりましょうよ。それで町民には1人頭1万円、1人頭全員にくれるじゃねえかと。しかも、やっぱり今、商業疲弊しておりますから、いろんなことを考えてやっていただいています、商品券で坂城町中、全員に1万円分くれて、それでもって活性化図ろうなんていうのは私、前回はしました。

けども、この時代がどんどん変わってきたら、何とあっちもこっちも、騒ぎなんか絶対出ねえと思ったんですよ。まあ、だから、出た人どこに文句言うわけではないけど、俺だっていつなるか分かりませんから、そんなこと言えないんですが、そうは言ってもそうやってきたと。だから、今回は最悪を想定して、この一般質問をさせていただいたということでもあります。

ましてや、まだ私の後、お二方もまた同僚議員が一般質問やるようで、トータルは11人。ということは、町長、町長もうんと本気でご努力して、いろいろ有線なんか流したりしてやっていただいているのはありがたい。我が全議員も必死なんですよ、コロナに対しては。何とかしなきゃいけないなど。だから11人もやるんですよ。このようなところもご理解をいただきたい。

そんなあんばいでございますので、また、せっかく町長、私に言わせれば、我が坂城町は長野広域にも入ってますよね、何と上田広域にも入ってますよね。何でねえ、前、中沢町長に私言ったことあるんですよ。町長、何で長野や上田両方入っているかと言ったら、おい、中嶋君、そんなこと言うもんじゃねえわと。何だいと言って。大した金額じゃないけども、金も払わなきゃ。何だと言ったら、そうじゃねえんだと。我が坂城町は千曲市と上田市の結節点だ、一番いいところなんだ、坂城町はと。だから、両方入っているんだと。両方のいいところ取りをすりゃいいだろうと。こんなこと、中沢町長に教わったことがありました。

今、ちょうどいい時期なんです、町長。だから議員も言っておりますが、長野広域、上田広域でも、250人の宿泊施設の話を出してもらいたい。というのは、上田ではホテルありますよ。戸倉上山田では旅館ありますよ。長野行きゃあ、ホテル山ほどありますよ。

せっかくの長野広域、上田広域でありますから、ぜひそこで話をしといていただきたい、最悪のことを想定して。これは、町長はいみじくも知事にお話を申し上げたというふうに言っておりますが、知事も大事です、当然、県の一番の方でありますから。

ただでも、そうは言いましても結節点のいいところ取り。また機会がありましたら、ぜひ町長、今の長野広域、上田広域の部分でお話合いがある部分がありましたら、彼らにひとつよろしく頼んでおいていただきたい。最悪のとき、まあないことを願っておりますが、そんなことも町長にお願いをしておきたいと思っております。よろしくお願いたします。

さて、コロナ禍、ウイズコロナと日々状況が変化している、まさにコロナ時代であります。ざっくり言いますと、社会秩序、働き方改革、経済の仕組み、学校での端末授業改革など、世の中が大きく変わろうとしております。これを称して、私流に言わせていただければ、コロナ革命とでも言いたいか。

しかしながら、今まで歴史を顧みれば、アメリカとの戦争、広島、長崎に原子爆弾を落とされた戦争終結、阪神・淡路大震災、東北の大津波と大地震、原子力発電所の放射能汚染、漏れ、また、オイルショック、リーマンショックなど幾つもの大きな国難を経験し、全て乗り越えてきた日本であり、世界で有数の先進国となりました。

今後、必ずやコロナも克服してV字回復となり、今まで以上の日本を取り戻す、そんなことをご祈念をいたしまして、最後に恒例でございます一句添えます。「恐れない、昔、コロナに乗っていた」、恐れない、昔、コロナマークⅡに乗っていました。

これにて、私の一般質問を終わりといたします。ありがとうございます。

議長（西沢さん） ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前 9時45分～再開 午前 9時55分)

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、14番 大森茂彦君の質問を許します。

14番（大森君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

1、町の新型コロナウイルス感染症の対策について、第3弾として質問いたします。

安倍政権が新型コロナウイルス感染症への対応で、有効な対応策を打てず迷走を続ける中、感染拡大抑止に不可欠なPCR検査の積極的拡大へと、野党と国民の要求で一步一步前進してきております。

コロナ対策の最も重要な点としては、感染ケースの4割を占める無症状感染者からの感染をいかに防ぐかということにあります。検査数を増やし、感染者を見つけて保護、隔離、治療をしなければ、無症状感染者が感染リスクをつなげ、感染がくすぶり続け、社会経済活動の再開とともに感染拡大が再燃してしまいます。日本医師会の有識者会議や超党派の医師国会議員の会も、政

府に対し、感染震源地のPCR検査の拡充をそれぞれ提言しております。これらを受けて厚労省は、8月7日の事務連絡で、これまで点で捉えていた検査対象を面的に捉える、この方向を打ち出し、8月18日には、新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するQ&Aで、感染リスクの高い施設での定期的検査につながる方向を示しました。

安倍首相が辞任表明会見、28日に行いましたが、ここでの触れた政府の対策方針では、それまで自治体と施設の判断としていた方針が、今度は政府として実施を要請すると、このように一歩を踏み出し、全国の自治体で一步一步PCR検査の体制が取られて来ております。

さて、そこで質問でございます。イといたしまして、PCR検査についてであります。

まず1として、先日、介護施設や障がい者施設のスタッフさんのお話をお聞きしました。毎日緊張感を持って感染防止の体制は取っているけれども、利用者さんからうつされるのではないか、あるいはまた自分が利用者さんに感染させてしまうのではないか、そういう心配をしながら働いているとの話をお聞きしました。

社会的検査として、介護施設や障がい者の施設、また学校や保育園あるいは幼稚園など、多く集まる施設の職員に対して、PCR検査の実施はできないかお尋ねをいたします。

2として、町独自の基準を設けて、その基準を満たせば、医師の協力を得て希望者にPCR検査を行い、検査料の一部を町が負担する、こういうことができないかであります。

例えば、静岡県の富士宮市では、新型コロナウイルス対策として、市が設ける基準を満たせば、無症状の希望者にPCR検査が受けられる事業を始めました。

市が基準として設けたのは、感染拡大地域の訪問、またその地域の居住者との交流、あるいは感染者、濃厚接触者との接触の可能性があった場合を挙げ、いずれかに該当すれば、希望者にPCR検査費用のうち、2万円を一律に補助するというものであります。当町においてもこのような事業はできないかお尋ねいたします。

ロといたしまして、町内介護施設及び障がい者施設の運営状況と支援についてであります。

まず1つ目には、新型コロナで収入減の事業所の支援のため、厚労省は6月1日、通所系及び短期入所系サービス事業所について、利用者から事前の同意があれば、2区分上位の報酬区分を算定し、介護報酬の引き上げを認める特例第12報を通達いたしました。

町内のそれぞれの事業所での扱いと利用の状況はどうなっているのでしょうか。これに対して飯田市では、通所系サービス事業者等感染症拡大防止対策支援事業、この補助金交付を実施するようになりました。

町でも、介護施設等の支援として、何らかの対応を求めるものであります。

次に2番目に、障がい者事業所の運営は今どうなっているのかお尋ねをいたします。

以上、1回目の質問といたします。

福祉健康課長（伊達君） 1、町の新型コロナウイルス感染症の対策について（イ）PCR検査に

についてのご質問から順次お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の検査体制につきましては、政府対策本部が定めた基本的対処方針や、国が示した指針等により、都道府県、保健所設置市、特別区において、その強化が図られているところでございます。

長野県におきましても現在、10医療圏の全てに外来・検査センターが設置され、保健所を通さなくても、かかりつけ医が必要と判断すれば検査が受けられるようになっており、必要な方に迅速に検査が実施できるよう、検査体制の拡充が進められているところでございます。

こうした検査につきましては、感染症法に基づく行政検査として実施されており、検査の対象者も新型コロナウイルス感染症の患者、無症状病原体保有者、疑似症患者、及び感染を疑うに足りる正当な理由がある者とされており。また、新型コロナウイルス感染症に係るPCR等検査については、原則として医師がその必要性を判断して実施するものでありまして、町が独自に検査対象や必要性を判断して、行うものではないと考えております。

特に、これからはインフルエンザの流行期を迎えることとなり、発熱患者等に対する検査件数が増大することが予想される中、個々の市町村が独自に検査をすることになりますと、症状のある方への検査の実施や全体の検査体制にも、影響を及ぼすことが懸念されるところで、こうしたことを踏まえ、介護や障がい者施設職員、学校職員のPCR検査はできないかという点については、現時点では難しいと考えております。

一方、県ではクラスター感染を防止するため、重症化リスクの高い方が利用する社会福祉施設等の従業員に、発熱等の症状がある場合は速やかに検査を実施することとしており、有症状者相談窓口であります保健所におきましても、高齢者施設や障がい者施設等に従事している場合は、通常の相談目安よりも軽微な症状であっても相談するように呼びかけているところでございます。

次に、無症状の希望者に町独自の基準を設けてPCR検査を行い、検査料の補助ができないかということでございますけれども、自費診療で検査を受けられる方は、それぞれのご事情や必要性があつてのことだと思っておりますが、そこに町が何らかの基準を設けるということは難しいと考えております。

また、先ほども申し上げましたとおり、町が独自の判断で検査を行うといったことは現時点では考えておりません。

無症状者に対する検査の有効性については、厚生労働省でも、PCR検査は偽陰性の可能性があるため、感染不安の解消に資するものではないとしており、政府が設置する有識者会議でも、感染リスク及び検査前確率が低い無症状者から、感染者を発見する可能性は極めて低いとし、擬陽性が発生しやすくなることや、検査で陰性であっても、その後に感染機会があれば、繰り返し検査を行う必要があるといった点を挙げています。

しかしながら、8月28日に国が決定した今後の取り組みにおいて、一定の高齢者や基礎疾患

を有する方について、市区町村において本人の希望により検査を行う場合に、国が支援する仕組みを設けることとしておりますので、こうした動向にも注目しながら、今度の検討課題にしたいと考えております。

続いて、（ロ）町内介護施設及び障がい者施設の運営状況と支援はについてお答えいたします。

国では、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適切に評価する観点から、ご質問にもございましたけれども、6月の1日、通所系及び短期入所系サービス事業所について、利用者の同意を前提として、通常より2区分上位の介護報酬を算定することができる臨時的な取扱いを発出いたしました。

この特例により事業所では、これまでと同様のサービスで高い報酬につながる一方、介護保険制度では所得により1割から3割が利用者負担となることから、特例を適用した場合には必然的に利用者の負担が増加するということとなります。

こうした背景もございまして、特例を適用するかどうかについては、事業所によって判断が分かれているところで、町内の通所系及び短期入所系サービスを提供する6事業所のうち、この特例を適用しているのは現在1事業所のみということであります。この事業所におきましても、利用者に説明の上、同意書に記入をいただく中で、7月から2区分上位の算定をしているということでもあります。

しかしながら、利用されている方の中には、在宅サービスを併給されている方もおられ、特例算定をすると月の利用限度額を超えてしまい、超過分については全て自己負担となってしまうことから、こうした場合には現行報酬のまま算定をしているとのことで、事業所側でもご配慮をいただいているということでございます。

いろいろな課題のある今回の特例制度につきましては、先ほど大森議員さんもおっしゃいましたけれども、飯田市さんのほうでは、特例を適用しない事業所については、2区分上位で算定した場合の介護報酬の差額分、これを補助金として交付する制度を始めたというところがございます。

また、お隣の上田市さんのほうでは、特例適用により利用限度額を超えてしまう利用者に対し、限度額超過分のうち、特例による影響分について助成をするという制度を実施予定とのお話もお聞きしております。当町におきましては、町外の通所系・短期入所系の事業所を利用されている方もたくさんおられるということもございますので、飯田市さんのように事業所への補助という制度設計はちょっと難しいかなと考えているところではございますけれども、他の自治体の例も参考にしながら研究をしてみたいと考えているところでございます。

次に、障がい福祉系のサービス事業所の状況でございます。

介護保険サービス同様、コロナ禍であっても事業の継続が求められる障がい福祉サービス事業所では、利用者のことを第一に考え対応していただいております。例えば、就労継続支援B型事業所

におきましては、従来の利用者さんにやっていた業務について、一時的に感染リスクのより低い業務に切り替えるなど、利用者への就業機会の提供や、能力向上のための訓練を続けていただいていたとお聞きをしているところでございます。

また、介護保険のデイサービスに当たる生活介護事業所あるいは放課後等デイサービス事業所では、自宅にとどまることが可能で、通所から在宅支援に切替えができる利用者については、電話等による健康状態や生活状況の確認、訪問による排せつの介助や手洗い、うがいの指導など、できる限りの対応をいただいているところで、こうした場合には、通常提供しているサービスと同等の報酬を算定できる特例措置がございますので、そうしたものをご利用いただく中で、運用いただいているということで、現状では運営状況が逼迫している等のお話は聞いていないというところでございます。

新型コロナウイルス感染症については、まだまだ警戒が必要な状況が続きます。事業所においては、これからも臨時的あるいは変則的な対応が続くものと思われまますので、逐次、状況等の確認はしてまいりたいと考えているところでございます。

14番（大森君） それでは、2回目の質問をいたします。ただいま課長より、るる等お話を報告をいただきました。

国が新たな面的な取り組みを実施してくるということで、それについても市町村でも、今後PCR検査等についても順次取り組みになってくるだろうということでございますので、やはりこれはいち早く実施する方向で検討を、とりあえず準備しておいていただくということをお願いしたいというふうに思うわけです。

で、特に無症状の方が結局、GoToトラベルで全国へ動くわけですね。そういう方々がご本人自身は何の症状もないと思ってそういうGoToトラベル等で感染の少ない地域へ出かけていって感染を広げる、特に沖縄県では本当にもうひっ迫する状況になったということが報道されております。そういう点でもやはりそういう方々を早く発見し、そして治療につなげるということが、コロナを早く終息へ向かわせる、そして社会活動、経済活動に活力をつなげるという点でも、必要な点だというふうに思います。

その点で行政検査ということは当然なんですけども、やはり町としても町民の皆さんの健康、そしてコロナ対策としての取り組みを、先ほど申しましたけどもPCR検査についても、具体的な取り組みの準備をしておいていただきたいということと、また、町内の医師会の皆さん、先生方と相談し、そういう体制をどういうふうにするかということも打合せをしていただければというふうに思います。

それから、介護保険施設での点なんですけど、これについては、2段階上の請求できると。それは本当に、利用者の前もっての承認をいただいてやるということなんですけど、それを町内では1施設がやられていると。あとのところはやっていらっしやらないんですけど、それはデイサービ

スとかいろんなものを控えたり、あるいはそういう状況の中で、運営のほうも非常にひっ迫してきているということがうかがえます。

ですから飯田市では、施設に対して補助をする、上田市の場合は、利用者に対して補助をする。それぞれ自治体によってやり方は違うわけですが、特に当町においては、千曲市とか上田市へも利用されている方がいらっしゃるという点からいけば、個人の方にそのオーバーした分、この2段階上の費用について、何らかの手は必要ではないかというふうに思います。それについて町長、どのようにお考えになるかご答弁願いたいと思うんですが。

一つは、ほとんどの皆さんは利用限度ぎりぎり利用されているんですよね。私はもう大丈夫だから、この程度でいいからというよりも本当はもっと使いたいけれども、限度で、このところできりぎり利用されていると。そこに上乗せ、2段階上だということですね。2時間から3時間の、例えば短い時間で利用されても、それが4時間、5時間の利用の料金に使う。これはまさしく詐欺的な中身ですよ。国がこんなことを指導していいのかというふうに私思うんですよ。本当は国が、その施設に対して補助をする、あるいは個人に対して補助をするというのが当然だと思うんですが、この点について町長お考えをお聞きしたいんですが。

福祉健康課長（伊達君） 再質問にお答えをいたします。

まず、今ご質問の中でおっしゃられましたけれども、あたかも、全ての方が限度ぎりぎりで行っているというお話でしたが、それは個々の状況により違いますので、全ての方というわけではないと思っています。それとこの制度についてなんですけれども、先ほどの1回目のご答弁の中でも申し上げたとおり、やはり課題が多い制度だなというのは正直なところと思っています。そういう部分では、この前、県の本庁のほうにもお電話をして、そんなお話をさせてもらったんですけども、いずれにしても、どちらかを立てるとどちらかが負担が増すという構造になってしまっていますので、その辺については十分考慮をしていきたいと思っています。

先ほど申し上げたように、町外の施設を利用されている方も多い状況の中では、なかなか、事業所へ補助をするという形になりますと、町外の事業所にも補助をしなくてはいけなくなってしまいますので、そういった部分ではちょっと設計上難しいかなということを思っていますので、上田市さんの例なんかも参考にはさせていただきたいと思っています。

ただ、今の個人負担がどのくらいかかるかという構造上請求の問題になってくるんですけども、それを私どものほうで把握する方法はなかなか難しいということもありますので、その辺をいかに効率的にできるかというようなことも一緒に考慮して、やっていきたいと思っています。

今、事業所のほうから個々に私どもに報酬の請求があるわけではなくて、1回、国保連というところを通してきますので、そうすると一括で請求が来てしまいますので、なかなか個々の状況がつかみづらいということがありますので、例えば、ケアマネさんですとか、そういう方のご協力もいただく中で、どういった方法が適切かということは、判断をしてみたいと考えており

ます。

それと、制度の総体の部分につきましては、やはり、もう少し何とかならないかというようなことは、県等通じて申し上げていきたいと考えているところでございます。

14番（大森君） 課長の頑張りもよく分かりますが、利用する方々にとっては、本当にもう死活の問題でありますし、家族にとっても、デイサービスに行ってもらわなきゃ困るんですよね、日常生活を家族がする上で。また、利用する方もやはり施設を利用して、体力の維持だとか、あるいは他者との交流だとか、そういう社会的な生活する上でも大事なものなんです。

それを、2段階上というのは本当にひどいやり方だったというふうに思います。もう本当に国のやり方が全く補助を出さないで、個人と施設の契約だけでやると。ですから、本人の承諾いただければ、それで上乘せしていいということでも、嫌だとは言えないでしょう、施設からそういうふうに言われれば。こういう弱みに付け込んだやり方なんです。福祉にこういうものは取り入れるものじゃないというふうに私は思います。県を通じて要望を出してということですので、もっと力強く取り組んでいただきたいというふうに思っております。

また次に、障がい者施設等についての支援や対応についてどうするかということなんです、新型コロナ対応で利用者が減少したり、あるいは今、製造業も非常に仕事量が少なくなっているというところで、仕事のあっせん自体が減少しているわけです。こういう中で当然単価の切下げなどがあって、収入の大事なもの、それから障がいのある方の働く意欲、こういうものが非常に先細りしてくるということで、施設として見通しが立たないというお話もお聞きしております。だけど、課長はそういう情報はお聞きしていないということですが、町内のそういう施設に対して聞き取り調査なり、どういうことが支援が必要なのかということ、親身になって相談に乗ってもらいたいと思うんですが、そういう点についてはいかがでしょうか。

課長の答弁を求めます。

福祉健康課長（伊達君） お答えをいたします。

先ほどご答弁申し上げたとおり、コロナ関係については、まだまだ影響が引き続きということだと考えております。したがって、町内施設、障がい者施設だけに限らず、介護施設も含めて運営状況ですとかお困りの点などについては、引き続きご相談に乗っていききたいし、お聞きをしていきたいと考えているところでございます。

14番（大森君） 引き続き調査や聞き取り等もお願いしたいというふうに思います。やはりどういふ支援ができるのか、そういうことも併せてご検討願いたいというふうに思います。

次に、2番目の質問に入ります。健康長寿のまちづくりは、イといたしまして高齢者医療と介護の連携の準備状況はであります。

国は今年度、全国の後期高齢者医療広域連合と市町村の介護予防を一体的に取り組むため、この4月から75歳以上を対象とした保健事業を市町村が、介護保険の地域支援事業と一体的に実

施することになりました。高齢者の通いの場などを活用した健康状態の把握や保健指導、健康課題のある方への個別支援を柱としております。既に実施している自治体もありますが、町の準備状況についてお尋ねいたします。また、この事業はいつから実施する計画なのか併せてお尋ねいたします。

口といたしまして、介護・後期高齢者医療費の現状は。

後期高齢者の1人当たりの医療費について、この5年間の推移及び介護保険の要支援・介護度の人数、数値の数ありますので、要支援と要介護ということでもとめてご答弁願えればというふうに思います。この5年間の推移についてお尋ねします。

次に、国保加入者の状況についてです。特定健診の受診数のこの5年間の推移はどのようになっているのでしょうか。そして、保健指導の実施状況についてもお尋ねします。

次に、糖尿病の重症化予防の取り組みについてお尋ねします。糖尿病の合併症、精神障害、網膜症、腎臓障害、動脈硬化等このように糖尿病は、神経や目や腎臓などに様々な障害を起こすことが知られております。3大合併症と言われております。また、心臓病や脳卒中など、直接死亡リスクに関係する動脈硬化を引き起こすこともと言われております。その点について、糖尿病の重症化予防の取り組みはどのようにされているのかお尋ねいたします。

以上で1回目の質問といたします。

保健センター所長（竹内さん） 2、健康長寿のまちづくりは、イ、高齢者医療と介護の連携の準備状況はから順次お答えをいたします。

75歳以上の後期高齢者につきましては、県の後期高齢者医療広域連合が被保険者の資格管理、医療給付、保険料賦課、保健事業など制度の運営全般を分担し、市町村は各種申請や届出の受付、被保険者証等の引渡し、保険料の収納、広報、被保険者からの相談業務など窓口業務を分担しております。後期高齢者の健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導など、健康増進のために必要な高齢者保健事業は、後期高齢者医療広域連合が行うこととされる一方、市町村においては、74歳までの国民健康保険被保険者に対して、高齢者保健事業と同じ内容の国民健康保険保健事業を実施しております。

今般、国では、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援をするため、高齢者保健事業と市町村が実施している国保保健事業及び介護保険制度における要介護状態への移行を予防するための地域支援事業とを一体的に実施することが決定され、法改正がなされたところであります。この一体的な取り組みにより、要介護状態への移行の予防を図ることが期待されるとともに、75歳の年齢到達により、後期高齢者医療の被保険者に移行した後も、市町村が継続して保健事業を行うことができることとなります。

事業の内容としましては、高齢者一人一人の健診データや医療・介護等の情報を一括して把握し、地域の健康課題を分析するとともに、要介護状態になるおそれのある高齢者に対して、地域

の医療関係団体等とも連携を図りながら、健康問題を抱えたり、閉じ籠もりがちな高齢者への訪問、居場所づくりの通いの場や健康教室等への参加を促していくことで、疾病予防、重症化予防、介護予防につなげていくもので、高齢者保健事業につきましては、長野県後期高齢者医療広域連合から、町が委託を受けて実施をするということでございます。

町では今年度、これまで後期高齢者医療広域連合が保有していた後期高齢者の健診等のデータの提供を受け、分析を行うとともに、地域の課題の洗い出しを行い、来年度以降の効果的な取り組みに向けての準備を進めているところでございます。

続きまして、ロ、介護・後期高齢者医療費の現状はについてお答えいたします。

後期高齢者の1人当たりの過去5年間の医療費及び高いほうからの順位は、平成27年度、94万8,728円、県内3位。28年度、89万2,481円、県内5位。29年度、90万124円、県内5位。30年度、88万7,462円、県内11位。令和元年度、85万4,061円、県内25位で、1人当たりの医療費は、平成27年度をピークに減少が続いております。

次に、介護保険の要介護、要支援認定の過去5年間の状況ですが、平成27年度、要支援1・2が139人、要介護1から5が553人。合計692人。28年度、要支援1・2が136人、要介護1から5が575人、合計711人。29年度、要支援1・2が154人、要介護1から5が591人、合計745人。30年度、要支援1・2が165人、要介護1から5が586人、合計751人。令和元年度、要支援1・2が171人、要介護1から5が600人、合計771人で、要介護・要支援認定者数は、町の高齢化率の上昇に伴い年々増加傾向となっております。

続きまして、ハ、国保加入者の状況についてお答えいたします。

特定健診受診率の5年間の推移でございますが、平成27年度、54.1%、県内順位は26位。28年度、54.7%、県内24位。29年度、52.4%、県内35位。30年度、54.2%、県内29位。令和元年度、こちらはまだ数字が確定していないため速報値ですが、58.1%、県内17位でございます。

令和元年度の受診率につきましては、速報値ではございますが、これまでで最高となっております。

次に、保健指導の実施状況についてでございますが、町の集団健診において特定健診を受診された方には、結果報告会を開催し、ほぼ全員の方を対象に、結果をお返ししながら保健指導を実施しております。また、個別健診や集団健診受診者で、健診結果が治療を要するレベルの方に対しては、個別に訪問や保健指導をさせていただいております。

次に、糖尿病性腎症重症化予防事業についてのご質問にお答えいたします。

糖尿病は、遺伝体質、食生活の乱れや運動不足、肥満、ストレスなど、様々な要因が重なって

発症するとされる生活習慣病です。糖尿病を放置すると、糖尿病網膜症、糖尿病性腎症、糖尿病神経障害などの合併症を引き起こし、中でも糖尿病性腎症は進行することによって腎不全に陥り、人工透析を必要とする状態になります。人工透析は、ほとんどの方が一生続けなければならない、勤務の継続が難しく、職から離れざるを得ないなど、日常生活や社会生活に大きな制限を受けるほか、年間の医療費は1人500万円かかるとも言われ、医療保険財政への影響も少なくありません。

一方で、糖尿病等の生活習慣病は生活習慣の改善により、重症化を予防できるため、平成28年4月に、国及び日本医師会等により、糖尿病性腎症で通院中の方に、医療機関と市町村等が連携して、重症化予防の取り組みを行うための糖尿病性腎症重症化予防プログラムが策定されました。これを受け、当町においても、このプログラムに基づいた事業を平成29年度より実施しております。

事業の対象となるのは、糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関未受診者、受診中断者に対して、適切な受診勧奨、保健指導を行うことにより治療に結びつける受診勧奨対象者と、糖尿病性腎症等で通院する方のうち、重症化リスクの高い方に対して、主治医の判断により選定された、腎不全、人工透析等への移行を予防するハイリスク対象者となります。

令和元年度の取り組み状況ですが、受診勧奨対象者47人に対し、文書による受診勧奨をし、その後、受診がない場合には保健師が訪問するなどの取り組みにより、38人が受診に結びついております。

また、ハイリスク対象者は77人で、このうち同意をいただいた44人に保健指導を実施し、こちらも保健師が訪問、電話による保健指導を行い、必要に応じて管理栄養士との面談を実施し、重症化の予防を図っております。

今後も対象者への保健指導等を実施し、リスクの高い方には継続して保健指導を行うなど、引き続き重症化予防の取り組みを行ってまいります。

14番（大森君） ちょっと私聞き漏れをしたのか、いつから実施されるかということはお答えいただけますでしょうか。

来年度4月からスタートということによろしいですか。

保健センター所長（竹内さん） 来年度からということで早めの実施を予定しております。4月とは申し上げられませんが、来年度からということで考えております。

14番（大森君） ぜひ早い実施をお願いしたいというふうに思います。

この間の、特に介護、後期高齢者の医療や保健指導等についてお尋ねしたんですが、まず、1人当たりの高齢者医療費、これについては対象者といいますが、団塊の世代がだんだん増えてきているという中で、その中では全体とすれば医療費も下がってきているということであるんですが、一喜一憂このことだけで喜ぶわけにはいかないと思うんですが、そういう点では、保健セ

ンターそして保健師さんのご努力がある程度実ってきているのかなというふうにも思います。

また、介護認定者の件ですけれども、これについても高齢化率の上昇というふうにおっしゃいまして、その中で、要支援なりあるいは要介護についても徐々に増えてきているということで、これは今後の介護予防という点からいけば、これからの大事な課題になってくると思います。そういう点では、高齢者医療と介護の連携の取り組みが必要であり、保健師さんのご助力もお願いしたいというふうに思います。

次に、特定健診の受診率の件ですけれども、平成30年、無料化になりました。このときは54.2%で、昨年度、令和元年ということですが、58.1%と。まだ速報値ということですが、県下17位というところへ来ている。これは、その状況はどのように分析されていますか。無料化になったから自然に増えたということなんですか、それとも何かほかの要因があったんでしょうか。この点についてお尋ねいたします。

保健センター所長（竹内さん） 特定健診の受診率の向上についてですけれども、受診の費用の無料化ということではなくて、それにより保健師それから管理栄養士が、受診を受けていない方への勧奨というのを行いやすくなったということで、上昇したものと考えております。

14番（大森君） 保健センターそして保健師の皆さんのご努力が、一つ大きな要因だということで、本当に感謝するところであります。あと、糖尿病の重症化予防という点では、一旦重症化になってくれば本当に大変な闘病生活ということになってきます。そういう点では、やはり早め早めの早期発見の早期治療ということと、介護予防というこういう活動の取り組み、これを力を入れていく必要があるというふうに思います。ぜひ、その方向で、取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、最後になりますが、中心市街地整備について、その2であります。

イといたしまして、多機能の空間に、6月議会において、中心市街地に近隣住民の憩いの公園が欲しいとの質問に、地域住民の交流スペースとして鉄の展示館を核として、回遊性や観光・商業機能の充実、さらに防災拠点として新たな魅力の創造と機能強化などが考えられるとして、周辺整備の計画立案を早急に進めたいという答弁をいただきました。今議会に、鐵のほそ道西側の土地購入費が計上されております。ご協力いただいた地権者の方に感謝を申し上げたいと思います。今後、地元住民やまちづくり坂城、町商工会などの利活用を検討する検討委員会などの立ち上げを必要かと思いますが、これについてどのように準備されるのかご答弁をお願いします。

町長（山村君） 残り時間が12分で答弁のチャンスがなくなるかと思いましたが、時間がありました。手短かに申し上げます。

3番目のご質問、大森議員からいただきました、中心市街地の整備についてお答えいたします。

坂城町の玄関口である坂城駅周辺は、旧北国街道の宿場町としても繁栄し、今もその当時の面影を残す建造物や長屋門などが残っております。現在は歴史・文化・商業・交流の場としてまち

づくりの重要な役割を担っており、歴史・文化による既存の資源を活かし、観光施設となる鉄の展示館、坂木宿ふるさと歴史館などのほか、商業インキュベータ施設であるけやき横丁や、全国から鉄道ファンが集まる169系電車の静態保存など集客性を持つ施設の整備を図るとともに、これらの施設を活用したイベントや各種事業を行うなど、坂城駅周辺の活力とにぎわいの創出に努めてきたところでございます。

また、中心市街地の活性化とにぎわいを図ることを目的に、坂城駅周辺で商業やサービス業を営む皆さんで組織されたにぎわい坂城により、坂城駅前イルミネーション事業や坂城のお雛様事業など、季節に合わせて地域の皆さんや訪問者の皆さんに楽しんでいただける取り組みが行われてまいりました。にぎわい坂城は、残念ながら3月に解散となりましたが、これまで取り組んでこられた事業は、株式会社まちづくり坂城に引き継がれるということになっております。

今後は、坂城駅周辺に多くの人が集い楽しむことができる、魅力と活力あふれた地域形成に向けて、まちづくり坂城や商業店舗の皆さんと連携して取り組んでまいりたいと考えております。

現在は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各種イベントが中止となり、町内観光施設等への来場者は大幅に減少しているところでありますが、新型コロナウイルス感染が収束した折には、多くの観光客に来町いただけるよう、坂城駅周辺でのイベントの開催や各観光施設の周遊などにより、楽しんでいただけるよう関係団体と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

このような中で、町では、現在空き家となっている鉄の展示館西側の土地・建物について取得し、鉄の展示館、中心市街地コミュニティセンター、坂木宿ふるさと歴史館とを結ぶ中核施設として活用を図ってまいりたいと考えており、本9月議会の補正予算に、土地と建物の取得に係る経費を計上させていただいたところでございます。

この土地は、坂城駅周辺の観光施設、商業施設、地域のコミュニティ施設の中心に位置しており、鉄の展示館とふるさと歴史館を有機的に結ぶ回遊性と、鐵のほそ道の中核とした特産品や食事の提供などによる観光と商機能の充実、坂城駅周辺で行われるイベントや観光施設を回遊する際の駐車場の確保、また、町なかにおける公園・緑地といった憩いの空間整備、有事の際における避難場所や防災機能の強化など、多様な活用が考えられる場所であります。

さらには、エリア内を回遊する来訪者をはじめ、地域の皆さんが集い、交流するスペースとしての活用も考えることができます。

施設整備を進めるにあたりましては、町が主体となって関係団体である株式会社まちづくり坂城や町商工会をはじめ、地域の皆様からのご意見を伺う中で、利活用方法などを検討し、周辺整備の計画など早期に進めてまいりたいと考えております。

14番（大森君） 町長より、今後の利活用についてのご答弁いただきました。

盛りだくさんの欲張りなものがあるということで、まあ、本当にどういうものができてくるの

か、地域住民の皆さんやあるいは商工会、まちづくり坂城の皆さんとその辺をよく検討して、町内へ訪れる方もやっぱり憩えるような場、そういうものを兼ね合わせた、そういう空間になればというふうに期待するところであります。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

議長（西沢さん） ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時47分～再開 午前10時57分)

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、9番 滝沢幸映君に質問を許します。

9番（滝沢君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

今回も各議員からコロナ感染症に関する質問が取り上げられました。依然として、封じ込めには困難な状況ですが、今後はウイズコロナ時代を見据えた取り組みが求められるところです。

さて、総務省の7月の人口移動報告で東京圏が初の転出超過となり、年齢別に見ると、0から4歳、30代での転出超過が目立ったとしています。内閣府でも、緊急事態宣言解除後に行った意識調査では、東京23区に住む20代の35%が地方移住への関心が高まったと答えております。さらに、求人情報サイト運営会社の調べでも、首都圏に住む非正規労働者の6割が地方移住に興味を持っているとのデータもあり、これはコロナウイルス感染者が急増したことが要因と考えられますが、内容として、リスクを避ける意識の広がりコロナウイルス感染拡大の影響でテレワークが広がり、都市圏でなくても働けると考える人が増えたと分析をしております。

長野県は、移住希望先の2位と、常に上位に位置し、移住への関心が高まっていることは間違いありません。このコロナウイルス感染症拡大の大きな要因の1つに、東京圏一極集中、また都市部などの人口密集による弊害が大きく、政府も地方移住を後押しする取り組みをさらに加速させる必要があります。長野県は現在、雇用環境に厳しさがありますが、今後、移住を考える方が増えると予想すると、そういう方々を移住促進へと取り込んでいく、よい機会ではないでしょうか。今回取り上げるテーマの重要な着目点がそこにあると思っております。

では、本題に入ります。

1、坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略について。総合戦略は、これまでお示しいただいておりますように、町の最上位計画の長期総合計画と整合を図りながら、人口の流出を抑制して流入を促進することにより、人口を社会減から社会増へと転じていくことを最重要事項としながら、併せて、出生率を向上していく、そのことが施策の方向性としており、重要な位置付けにあります。現在、検証委員会において、4つの基本目標の下、61の事業についてのヒアリングを経て、27年度から5か年の検証が進められており、その後、第2期総合戦略の策定へと進んでいく極めて重要な時期であります。

では、イ、第2期総合戦略策定に向けてについて質問いたします。

1、総合戦略策定のための基礎資料となる人口ビジョンについてですが、現在の人口と将来推計人口、2040年と2060年についての状況を伺います。

2、アンケート調査について。町民の皆さんへのアンケート結果の概要を伺います。また、結果をどのように分析しているのでしょうか。

3、第2期総合戦略策定までのスケジュールを伺います。

次に、ロ、コロナ禍における人口減少対策の取り組みについて。施策を進める中で、自然動態と社会動態の変化を把握し、整理していくことが求められるわけですが、ここでは主に、社会動態の社会増に向けた取り組みについて取り上げます。

1、コロナウイルス感染症の影響による各事業の対応は。コロナ禍の中、対面式での対応が困難な状況ですが、昨年度の各事業の実績と今年度の対応について、5つの事業について伺います。併せて、現在、テレワーク、オンラインなどICT情報通信技術が新しい働き方として、ますます求められる時代になっております。インターネット環境の活用なども伺います。

1つ目、移住定住促進事業について。長野地域連携中枢都市圏における移住セミナー、移住体験ツアー、個別相談等の実績を伺います。

2つ目、UIJターン促進事業で大学合同企業説明会の取り組みは。

3つ目、インターンシップ事業で、町内企業インターンシップ、大学企業見学会、中学生職場体験学習の取り組みは。

4つ目、農業次世代人材投資事業で、新規就農者の実績は。

5つ目、オンラインモノづくり展の事業の内容は。特に、オンラインモノづくり展は初めての取り組みであり、詳細はまだ詰めていく段階だと思いますが、主な内容と周知、発信方法を含め、伺います。

以上、質問いたします。

町長（山村君） ただいま、滝沢議員さんから、総合戦略に係るご質問ということで、多岐にわたりご質問をいただきました。私からは全体像をお話し申し上げまして、詳細につきましては、各担当課長から答弁いたします。

まず、まち・ひと・しごと創生総合戦略、急速な少子高齢化の進行と人口減少を克服し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある社会を維持していくことを目的に、国と地方が一体となって取り組んでいくため、平成26年に制定された、まち・ひと・しごと創生法に基づいて策定するもので、この戦略を策定するにあたっては、その考え方や施策を企画立案する際の基礎資料として、町が目指す人口の将来展望を示す人口ビジョンについても併せて策定いたすものであります。

町では、平成27年度に、第1期の坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略と坂城町人口ビジ

ョンを策定し、「安定した雇用の確保と多様な就業機会を拡大する」、「出産、子育てを充実して、町内で生まれ育つ子どもたちを増やす」、「町外への流出を抑制して、新たな流入を増加する」、「生涯にわたり、安心して快適に暮らすことができる地域をつくる」の4つの基本目標と、併せて設けた重点プロジェクトを軸に、人口維持・地方創生に資するための様々な施策を展開してまいりました。

こうした中で、住民の転入、転出による人口の動き、いわゆる社会動態におきまして、平成28年度までは転出者が転入者を上回る社会減の状況が長く続いておりましたが、平成29年度以降については、転入者が転出者を上回り、社会増に転じている経過がございます。去年は僅かに減となり、転入と転出が均衡した状態となりましたが、総合戦略に掲げた事業等を通じて、一定の成果が出ているものと考えております。

この第1期の計画期間が本年度をもって満了することから、来年度以降の当町における地方創生の取り組みを切れ目なく推進するため、第2期坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略を本年度中に策定するための作業を進めているところであります。

第2期総合戦略の策定につきましては、現在、産業・教育・福祉など、各分野の有識者にお集まりいただきまして、検証委員会におきまして、第1期の検証・評価を行いながら、同時に、第2期総合戦略の骨子案と、人口ビジョン策定の基礎となる、近年の人口動態や国勢調査などの調査結果、アンケート調査の結果の分析などについて、ご意見を頂戴している段階であります。

今後、検証委員会による検証結果を勘案しながら、国が示す、「安定した雇用の創出」、「新しいひとの流れをつくる」、「結婚、出産、子育ての希望をかなえる」、「安心して暮らせる地域づくり」の4つの基本目標に当町の特性、独自の魅力・方向性を加味し、またSDGsなど、新たな要素も取り入れる中で策定を進めてまいりたいと考えております。

企画政策課長（臼井君） まち・ひと・しごと創生総合戦略についてのご質問に順次お答えをいたします。

はじめに、イの第2期総合戦略策定に向けてについてでございます。

人口ビジョンは、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するにあたっての基礎資料となるもので、この人口ビジョンの策定にあたりましては、転入と転出、出生と死亡、また人口の年齢構成や就業構造など、国勢調査をはじめとする各種統計資料やアンケート調査結果などを分析し、当町における人口の現状と今後の課題を把握、整理し、分析の結果を踏まえた上で、町の人口の将来推計と、これを実現するための目標を設定していくものでございます。

近年における人口動態の傾向といたしましては、出生と死亡による人口の動き、いわゆる自然動態につきまして、出生者数が減少傾向にある中で、死亡者数は平成27年をピークに減少したものの、再び増加傾向を示しており、出生者数から死亡者数を差し引いた自然動態による人口増減といたしましては、第1期人口ビジョン策定時の平成27年から昨年、令和元年までの平均で

年間約128人の減となっております。

また、転入・転出による人口の動き、社会動態につきましては、平成27年から令和元年までの平均では、年間約20人の減となっておりますが、先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、長年続いていた減少から、平成29年には、12年ぶりに転入者が転出者を上回り、年間55人の増となったところであります。

人口全体の現状につきましては、今年の4月時点での町の人口は1万4,205人となっております。平成27年度に策定された人口ビジョンの推計と大きな差異なく推移している状況でございます。

人口ビジョンにおける人口の将来推計は、自然増減、社会増減などの人口動態の推移等を分析し、同時に、町の将来において必要な行政サービスの提供やコミュニティ組織の維持などに求められる人口規模や人口構成を加味しながら、人口の将来展望として、未来の目標を設定するものでございます。

平成27年度に第1期の総合戦略策定に合わせて策定した坂城町人口ビジョンにおきましては、2060年までの将来推計として、人口減少、少子高齢化を抑制しながら、2040年に人口1万3千人、2060年において人口1万2千人の維持を目指すものとしております。

今回策定する人口ビジョンにつきましては、前回策定時に掲げた将来推計と現状における人口にほとんど差異がないことから、人口の将来展望やそれを実現するための目標など、現行の人口ビジョンに沿った形で策定を進めているところであり、現在、検証委員会におきまして、委員の皆様からのご意見を伺っている段階でございます。

次に、アンケート調査の概要についてお答えいたします。

第2期総合戦略の策定に向けたアンケート調査につきましては、18歳以上の住民の方1千人を対象として、人口の将来展望に関するアンケート調査を実施し、477人の方からご回答をいただいたところであります。

住民アンケートには、町が持つイメージ、住みやすさに対する評価、定住意向、今後のまちづくりを進める上での重要となるテーマなど、様々な項目を設定いたしました。

また、住民アンケートに加え、当町を離れ、他市町村に移り住んだ方を対象とした転出者アンケートと、他市町村から当町に転入してきた方を対象とした転入者アンケートも同時に実施したところでございます。

転出者アンケートでは、町内にいると気付きにくい、町の潜在的な価値についての設問のほか、坂城町から転出した理由やきっかけをお聞きしており、転入者アンケートでは、坂城町への転入理由や当町を選んだ理由などをお答えいただいたところであります。

町民アンケートの結果といたしましては、当町は自然環境に恵まれ、ものづくりが盛んで、災害が少なく、住みやすい・暮らしやすいまちであるという回答が多くなっております。また、定

住意向につきましては、約7割の方が今後も町に住み続けたいといった回答でございました。

施設の重要度と満足度の設問では、小中学校教育や健康づくり、高齢者福祉といった施策が重要度、満足度が双方とも高い傾向にあり、「重要度が高い」と感じているが「満足度が低い」傾向にある施策としては、災害に備えた河川整備、道路・橋の整備などが挙がっております。

また、今後のまちづくりにおける重要なテーマといたしましては、「医療や福祉の充実」「子育て支援」「高齢者支援」といった分野が多く挙げられたところであります。

転出者アンケート・転入者アンケートでは、ともに、その住所異動の理由として、やはり「結婚」「仕事」と回答された方が多く、いわゆるライフステージの転機により住まいを移す方が多いということが分かっています。

また、転入者アンケートにおいて、転入先として当町を選んだ理由を伺ったところ、「希望する住居がある」「希望する仕事がある」または、「会社が近い」といった、住まいや仕事を理由とする回答と並んで、「出身地である」「実家がある」という回答が多くありました。

こうしたアンケート結果の分析を行うことにより、今後のまちづくりに向けての重要なテーマや、より効果的な実践方法などを模索し、長期総合計画、総合戦略及び人口ビジョンの策定の基礎資料として整理し、活用してまいりたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールについてお答えいたします。

第2期総合戦略策定に向けた進捗状況といたしましては、現在、有識者の皆様による総合戦略検証委員会を2度開催いたしました。

検証委員会の中では、第1期総合戦略に掲げた各事業の検証による成果や課題の掘り起こしを進めながら、人口ビジョンの策定に向けた人口動態・アンケート結果などをご報告し、基本目標、施策体系及び重点施策など、次期総合戦略の方向性、骨格づくりについてのご意見をいただき、今後、総合戦略、人口ビジョンの素案づくりを進めていきたいと思っております。

この検証委員会を経て作成した素案を基に、続く総合戦略策定懇話会にお諮りをし、より幅広い分野の有識者の方々から専門的かつ総合的見地によるご審議をいただく中で計画案の作成を進め、その後、地域での説明会やホームページなどで住民の皆様にご意見を伺いながら、最終的な計画策定に向けて進めてまいりたいと考えております。

続いて、(ロ) コロナ禍における人口減少対策の取り組みについてのご質問のうち、移住定住促進事業についてお答えいたします。

まず、当町の移住相談会や移住体験ツアー等につきましては、長野地域連携中枢都市圏における連携事業において開催しているものが主になります。

これには、移住を検討される方に対して広域的な地域としてPRすることで、より多くの魅力を発信できること、圏域内の他の市町村に興味を持たれている方とも話ができて、より多くの移住の検討者と接触の機会を持つことができるといった利点がございます。

昨年度の事業実績といたしましては、移住相談会を6回、移住体験ツアーを1回開催し、17件のご相談をいただきました。

今年度の状況といたしましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止として、感染の危険のある地域との往来を避けるため、都内で4月と7月に計画されていた相談会については、中止となっております。

今後の予定といたしましては、まず、来月10日、11日の2日間にわたって、オンラインによる移住相談会が開催され、当町も参加を予定しております。

この移住相談会は、当初、東京国際フォーラムを会場に対面式での相談会が予定されておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、特設のウェブサイトを立て上げウェブ会議システムなどを活用したオンラインでの説明会に変更されたものでございます。

また、今後の新型コロナウイルス感染の状況を見ながらの判断とはなりますが、11月には、先輩移住者と移住を希望している方が集まり意見交換を行う催しを長野市内で開催するという予定があります。また、主に東京圏在住の移住希望者及び田舎暮らしに関心のある方を対象とした移住相談会を東京都内で開催する予定としているところであります。

今後も、感染症等の状況を注視する中で、オンラインによる移住相談会などを積極的に活用し、移住を検討されている方に町をPRする機会を設けていきたいと考えているところでございます。

商工農林課長（竹内君） 新型コロナウイルス感染症の影響による各事業の対応について順次お答えをいたします。

当町では、町内企業やテクノハート坂城協同組合など、関係機関と連携して、町内企業における優秀な人材の確保と町と連携している大学等の就職支援に努めるとともに、小中学生が地域の企業の活動や魅力、また、そこで働く方々の姿を直接見て、実際にその仕事の体験を通じて、将来に夢や希望を持って町内に住み、働いていただけるよう、「U I J ターン促進事業」や「インターシップ事業」などの取り組みを行っているところでございます。

「U I J ターン促進事業」につきましては、連携協定を締結している大学や県内外からのU I J ターンを促進するため、合同企業説明会の開催や町内企業の取り組みなどの情報発信を行っているところでございます。

大学の合同企業説明会では、就職活動前から学生が参加しやすいよう、大学校内において、町内企業が赴いて説明会を開催する形で実施をしております。

昨年は、景気回復などによる人手不足により企業の採用意欲は強くありましたが、売り手市場が続いていたため、求人を行っている事業所には、大変厳しい状況であり、合同企業説明会のご案内をしても学生が集まらない大学もございました。また、町内は工業系の事業所が多いため、企業が求める学部がないなどの大学では、企業の参加申込みがない状況もございました。

連携する大学のうち、埼玉工業大学においては、町内企業10社が参加をして、来場学生は

130名でしたが、信州大学や金沢工業大学、長野大学では、単独での説明会について調整がつかず、開催することができませんでした。

今年度の合同企業説明会につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年度までのようにそれぞれの大学校内での開催が大変厳しい状況でございますので、インターネット等を利用したオンラインによる開催を検討し、現在準備を進めているところでございます。

10月2日、3日に開催します「2020 さかきオンラインモノづくり展」では、Webによる企業・大学説明会を予定しておりますので、今年度はこの事業を活用した人材の確保、就職支援を行ってまいりたいと考えております。

また、長野地域連携中枢都市圏や東信エリアの東信州次世代産業振興協議会など、当町が構成員として参加しております広域的な団体でも、オンラインによる人材確保や就職支援などの事業を予定しておりますので、こちらの事業も活用して進めてまいりたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症に対応した新たな取り組みは、様々なところで始まっておりますので、そのような取り組みについて、町内企業と情報共有をする中で、UIJターンの促進と就職支援や人材確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、インターンシップ事業についてお答えをいたします。

インターンシップ事業は、町内企業が持つ技術力の高さやものづくりの魅力、また、労働環境や地域への貢献度など、働く上で必要となる情報を得たり、興味のある企業の仕事を実際に体験することを目的として行っているものでございます。

昨年の町内企業インターンシップでは、信州大学の1年生を対象に、「1dayインターンシップ」として、町内企業3社に17名の学生が参加をいたしました。

また、町内企業見学会につきましては、昨年で12回目の開催となりましたが、連携する大学から参加をいただいているところでございます。

見学会は2日間にわたる開催とし、1日目は、町内企業4社の見学で、23名の学生が見学、2日目は、町内企業6社を21名の学生が見学を行いました。

本年度につきましては、町内企業インターンシップと町内企業見学会は、UIJターン促進事業と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催は難しい状況でございますが、「2020 さかきオンラインモノづくり展」の中で、町内企業を知っていただく機会を設けますので、大勢の学生に参加をいただきたいと思いますし、大学に対しましても、学生への周知を依頼しているところでございます。

また、中学生の職場体験学習につきましては、「仕事をする事」の意義を考えるとともに、仕事の厳しさや喜びに触れ、進路について真剣に考え、自分の将来に夢や希望を持って進路を決定していこうとする態度を養うことなどを目的に、多くの町内事業所をはじめとする地域の皆様のご理解とご協力の下、坂城中学校2学年職場体験学習を実施しております。

昨年度は、7月18日から20日までの3日間の日程で、町内事業所を中心に52事業所で職場体験を実施いたしました。

今年度につきましては、この9月1日から3日までの日程で計画をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、やむなく中止といたしたところでございます。

続きまして、「農業次世代人材投資事業」でございますが、この事業は、就農する意欲の高い50歳未満の方を対象に、独立した農業経営を目指す新規就農者の経営基盤を支援するため、国から年額150万円以内の助成金が交付される事業でございます。

昨年度の実績は、継続交付対象者が2名、新規交付対象者1名の合計3名に対し、助成金を交付いたしました。

今年度は、新規就農者として新たに3名がこの事業への申請を希望され、8月に開催した「経営計画審査会」において、提出された経営目標や経営計画などについて審査を行い、3名ともに適正と評価をされました。

このため、今年度の事業対象者は、昨年度からの継続交付対象者2名と新規交付対象者3名の計5名となっております。

続きまして、「2020 さかきオンラインモノづくり展」についてでございます。本年度、坂城テクノセンターを会場として開催を予定しておりましたが「2020 さかきモノづくり展」は、新型コロナウイルス感染症の収束が見込めないことから、今年度は中止とし、来年度以降の開催に向けて検討することとしております。

その代わりに新たな試みとして、ホームページやインターネットなどを活用して、町内の企業を紹介する「2020 さかきオンラインモノづくり展」を10月2日金曜日と3日土曜日の2日間にわたり開催することいたしました。

インターネットを介したオンラインで、町内企業が有する技術や製品等の紹介を行い、ビジネスチャンスのある場とするとともに、町内外の学生に対しては、町内企業の事業概要や、就職ガイダンスを行うことで、次世代を担う若者等のU I Jターンによる就業促進を図ってまいります。

計画内容につきましては、坂城テクノセンターを中心に、町、町商工会、テクノハート坂城協同組合による担当者会議において計画案を練り、工業に関わる町内各種団体の代表者による実行委員会において検討をいたしました。

主な内容といたしましては、10月2日には、「Webセミナー」として、金沢工業大学副学長であり、感動デザイン工学研究所の所長でもございます神宮教授による、「エンドユーザーの心を動かす心理学」、また、埼玉工業大学の経営資源研究室の宮崎教授による「中小企業が培ってきた経営資源をさらに伸ばし活躍する経営戦略」と題した特別講演を行います。

また、町内企業経営者による「パネルディスカッション」も行い、アフターコロナの時代の経営戦略について対談をいただきます。

さらに、「オンライン企業プレゼンテーション」では、出展各社が自社の魅力や製品・技術力、また特徴を紹介し、ビジネスチャンスに結びつけるプレゼンテーションを行います。

10月3日に実施する「オンライン企業説明会」では、人事担当者などから企業紹介や採用情報を説明いただくなど、企業と学生のマッチングを図り、また、「オンライン大学研究シーズ、オープンキャンパス」として、大学の研究シーズの紹介や研究施設等の紹介、また、高校生向けのキャンパス紹介などを行います。

町内をはじめ、県内外の学生や企業など、多くの皆さんにご参加をいただき、「モノづくりのまち坂城」を広く発信してまいりたいと考えております。

なお、インターネットの環境が構築されていない方に向けて、上田ケーブルビジョンによる配信も予定しており、様々な形で「2020 さかきオンラインモノづくり展」にご参加いただけるように環境を整えておりますので、ぜひ大勢の方にご覧をいただきたいと思っております。

9番（滝沢君） ただいま、町長、担当課長より、実績と取り組みについて詳細な答弁をいただきました。

各事業の実績につきましては、理解をいたしました。

このコロナ禍にあっても、町長におかれましては、広範囲にわたる事業の推進には敬意を表するところです。また、各事業とも、実績を上げていただいているということで評価もしていきたいと思っております。

まず、人口ビジョンですが、5年前の実績にそう差異はないということで、実際には今後、策定委員会において、また進めると思うんですが、そのところはまた報告を待ちたいと思っております。

1つ一番重要な点で、私は、町民アンケート、町民の皆さんがどうお考えになっているかということは非常に大事だと思うんですが、その中で大方の皆さんが、当町の場合、住みやすいという評価をいただいているということは、私も安心をいたしました。

ただ、いろいろこの重要テーマ、やはり医療福祉の充実とか、それから子育て支援ということ、高齢者の皆さん、障がい者の皆さんの支援ということ、これも議会では取り上げてきた問題であります、やはり町民の方々、そういう部分に関心を——非常に重要なテーマということ——持っている。これはやはり、今後の策定を進める上では重要なポイントになるんじゃないかなという気がいたします。

それと、やはり若い世代でもそういう傾向にはあると思うんですが、子育ての皆さんの施策の取り組みというのは、今後一番重要なのかなという気がいたします。

今、アンケートの結果をお示しはいただいたんですが、その内容が全てではないと思っておりますので、それを十分に分析をしていただいて、今後の施策の柱となるように展開をしていただきたいと思います。

それと、ICT関係の活用の取り組みということでご答弁をいただいたんですが、私も先月、テクノセンターで3密を図る中、「WebアプリZoomを学ぶ」のセミナーがありました。緊急事態宣言後、7都道府県での調査で、正社員のテレワーク実施率は27.9%と、3月の2倍以上で、東京都に限定すると、実施率は実に49.1%に増加をしたそうです。県下ではまだ9.5%と低い状況ですが、今後、テレワーク、オンライン、ウェビナーなど、ICT技術を町としてもさらに研究して活用を望みたいと思っております。

ただ、このオンラインというの、やはりいろんな捉え方あります。空気感が伝わらないとか、対面ではない状況での意思疎通でのデメリットということもありまして、効果の検証も必要ではないかというふうに思っております。

いろいろ各事業、ご答弁いただきましたが、緒言のほうは時間の関係で進めさせていただきますが、今後も引き続き、第2期総合戦略に向けて推進のほうをお願いしたいと思います。

ではちょっと、3点だけ質問をさせていただきます。

1、現在総合戦略1期目の検証作業中ではありますが、その検証結果、これをどのように町民の皆さんにお示しをしていくのかお聞きをしたいと思います。

2点目、今後のスケジュールで町民の皆さんの意見を聞く機会——地区説明会ということになるでしょうが——これは大変、私も重要だと思っております。今現在、コロナ禍ということで難しい部分はありますが、やはり感染防止策を図りながら、何とか開催の実施をと思っておりますが、そのお考えについて伺います。

もう1点は、先ほど商工農林課長の答弁で、大学との連携というお話がありました。その中で、この4つの大学との連携ということは、これは非常に重要な——私も——部分だと思えます。ただ、町の企業の、経営者の皆さんの声で、大卒、特に技術系の採用には大変苦慮しているという状況があるわけです。今後も連携を図っていく重要な事業でございますが、その大学側のこの事業に対しての評価といいますか、それはどのように受け止めておられるのか、お聞きをしたいと思います。

以上3点、再質問いたします。

企画政策課長（臼井君） まち・ひと・しごと総合戦略に掲げた事業の検証結果をどのように町民の皆さんにお伝えをするかというご質問であります。

総合戦略につきましては、策定した戦略を効率的にまた、かつ具体的に推進していくために、プランPDCAサイクルといいます、Pは策定、Dは推進、Cは検証、Aは改善といったそのサイクルを活用することによりまして、より効果的な取り組みにつながっているところでございます。まち・ひと・しごと総合戦略策定検証委員会では、総合戦略の基本目標及び基本目標達成に向けた各施策、事業ごとに設定する重要業績評価指標、KPIなどを基に、進捗状況の確認評価といった検証の作業を行っていただいているところでございます。そうした中でいただいた検証結果

につきましては、広報さかき及び町ホームページに掲載し、町民の皆様にお知らせしてまいりたいと考えているところでございます。

続いて、総合戦略策定の上での町民の皆さんの意見を聞く場の設定ということでもあります。計画の策定を行う上で、町民意見の反映は大変重要なものであると考えております。今後の予定といたしましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、まち・ひと・しごと総合戦略検証委員会、それからまち・ひと・しごと総合戦略策定懇話会でご審議をいただく中で、計画案を策定した後、説明会の開催、それからホームページ上での町民の皆さんからの意見徴取という方法を取りまして、町民の皆さんのご意見をお聞きしてまいりたいと考えているところでございます。

ただ、説明会につきましては、現状のコロナ禍におきまして、密を避けるですとか、不特定多数の参加を避けるといった制約もあるところですが、必要な対策など工夫する中で、よりよい方法について検討してまいりたいと考えているところでございます。

商工農林課長（竹内君） 再質問にお答えをいたします。

連携する4大学の事業に対する評価をどのように考えているかということでございますけれども、連携する各大学共に、企業説明会などの各種授業について協力体制をもって取り組んでいただいております。学生への事業周知にも取り組んでいただいております。学生への就職支援、また学生と企業のマッチングの場として有効であるのご意見もいただいております、大変有意義な機会として捉えていただいているものと考えております。

今後も町内企業への就職を考えていただく貴重な機会として、大学、町内企業、関係機関と連携、協力して取り組んでまいりたいと考えております。

9番（滝沢君） 担当課から再答弁をいただきました。

それぞれ、これは大事なことですので、さらに推進をしていただくようお願いをいたします。

ちょっと提案ということで、1点だけ取り上げたいんですが、飯山市の例で移住促進の取り組みということで、市営住宅をテレワークの専用住宅ということで、4部屋を整備、これを議会で採択をされたという記事がございました。

やはり今後、都市部でなくても働けるという、そういう環境づくりというのはこれからますます求められてくるのではないかと思います。

これは当町に限らずのことではありますが、やはりそういうこともご一考いただいて、当町でも研究を望みたいというふうに思っております。

先月末、町内企業の取り組みの民放放送がありました。識別機で実績のある企業ですが、これまでのノウハウを生かし、僅か1か月余りの短期間でコロナ感染症対策として、ホテルなどで使われているカードキーの除菌を目的とした、全自動カードクリーナー機を開発し、実際に導入されている事例の紹介がありました。素晴らしい取り組みだと思います。

人口減少対策は、どこの自治体にも力を入れております。

当町の場合、「モノづくりのまち坂城」この強みを生かして、ぜひ新商品の開発、ブランド化、また、新たな産業の創出に力を注いでいただき、また、発信していくことが将来の人口増につながると思います。

その中、情報通信技術のツールの活用も含め、ウイズコロナ時代を切り開くために、さらなる施策の推進を求めまして、次の質問に移ります。

2、コロナ禍での行事、講座について。イ、各事業の内容と感染防止策は。

これまで多くのイベントや行事がコロナウイルス感染症のため中止となりました。私たちの学びや交流の場が失われ、考えを共有したり、感じたり、感動する心が失われてきているのではないかと、大変に危惧をしております。その時点で中止してしまうと、開催できなくなる内容のものもあります。

状況は日々、流動的ではありますが、来年も今の状況が続くとなった場合、ウイズコロナ時代の中でも最大限の感染防止を図りながら、各行事、講座など開催を模索していかなければならないと思います。

次の主な講座、行事につきまして、取り上げます。

1、10月24日予定の教養講座、10月31日予定の山城サミット、11月22日予定の成人式について、質問いたします。

教育文化課長（堀内君） 2「コロナ禍での行事、講座について」。イ、各事業の内容と感染防止策はについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、町教育委員会及び町公民館が主催するイベントや行事につきましても、大勢の方が集まる中、十分な感染防止対策が取れない可能性があるといった理由から、今年2月に開催予定であった分館対抗球技大会をはじめ、いくつかのイベント・行事を中止とするとともに、体育館や武道館、文化センターを利用されている関係団体や任意の団体・サークルの方々には、一定期間、活動を自粛するよう、お願いしてまいりました。

坂城町新型コロナウイルス対策本部会議において、「県主催のイベント・行事の実施のための当面の判断基準」を参考に、町主催のイベント・行事の判断基準を示しております。

判断基準の基本的な考え方は、①換気の悪い密閉空間、②多数が集まる密集場所、③間近で会話や発声をする密接場面といった、3つの密の回避を主眼に置き、換気や参加者の絞り込み、時間短縮、参加者間の間隔の確保、イベント等の前後の交流会や懇親会は行わないといった「3密回避の工夫等」も考慮し、判断することとしております。

また、イベント等を開催する前には、発熱や風邪等の症状がある方、高齢者や基礎疾患があるなど重症化しやすい方については、参加について慎重に判断していただくよう事前に呼びかけ、後日参加者の中に感染者がいた場合の保健所の聞き取り調査への協力について、周知しておくこととしております。

開催時においては、事前に検温してきていただくことを呼びかけるとともに、必要に応じた入場時の検温も検討し、アルコール消毒液等を必ず設置する上で、手指消毒を徹底するとともに、原則としてマスクを着用する等の対策を講じ、感染予防に最大限の配慮を行うこととしております。

こうした対策を取る中でも、多数の参加者が見込まれ、また参加者が特定できない場合や、屋内・屋外に関わらず、会場等の条件により、3密を回避することが困難なイベントや行事に関しましては、中止を含む慎重な対応を要することとしております。

ご質問のふれあい大学教養講座と町成人式につきましては、町の判断基準に照らし、可能な限り実施する方向で検討しているところでございます。

10月24日に開催予定の「ふれあい大学教養講座・講演会～山と私たちの生活～」につきましては、当町出身で教育委員長もお務めいただき、昨年8月に坂城町特命大使に任命した、信州大学名誉教授中村浩志先生を講師にお迎えし、「顕在化する温暖化の影響 ライチョウをいかに守るか」をテーマに環境問題を交え、ご講演いただく予定としております。

また、中村先生のご講演が山に関することから、講演会の翌週に開催予定であります山城サミット上田・坂城大会の開催に併せ、「信州山の達人」であり、2018年に発行した「さかき里山トレッキングマップ」の製作者の一人でもある中嶋 豊さんに、講演会の第1部として「山城を歩く」をテーマにご講演いただく予定としております。

同日予定をしておりました町文化祭が、実行委員会による協議の結果、中止とした中、より大勢の方にご聴講をいただきたいところではございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、参加人数を通常の収容人数より抑え、70名限定とし、事前申込制にて開催する方向でございます。

続きまして、例年8月15日に開催しております坂城町成人式につきましては、就職や就学などでふだん、なかなか集まることのできない成人者の皆さんが、一堂に会することのできる数少ない貴重な機会であり、今年度65回目を迎えるところでございます。

コロナ禍におきましては、県をまたぐ往来、特に首都圏においては、慎重な対応が必要であり、対象者の多くは町外、県外に在住であることから、今年度に入ってから、成人式の開催自体を検討してきたところであります。成人者の代表者で組織する成人式実行委員会とも協議をさせていただいた上で、今回は11月22日に延期することとしたところであります。

11月の開催におきましても、会場を文化センター大会議室からより広い体育館に変え、飲食を伴う成人祭は行わないなど、十分な感染予防対策を行った上での開催を計画しております。

全国的に感染拡大の終息がまだまだ見られない中、現在成人を迎えられる皆様には、11月の開催に当たり、参加の可否を含め、ご意見をいただくためのアンケート調査を実施しているところでございます。

この結果を踏まえ、成人式実行委員会の皆さんと協議をした上で、実際に実施するか最終的な判断をしたいと考えております。

続きまして、全国山城サミットについてお答えいたします。

全国山城サミットは、毎年「全国山城サミット連絡協議会」に加盟する自治体を会場として、研究発表や講演、現地視察を行う催しで、昨年度までに全国で26回開催されているところであります。

当町は平成28年に協議会に加盟し、葛尾城を登録いたしたところであり、県内におきましては、ほかに松本市、上田市、そして千曲市が加盟しているところであります。

今年度27回目のサミットが当町及び上田市を会場に、10月31日、11月1日の2日間の日程で予定されており、主催は「全国山城サミット上田・坂城実行委員会」で、上田市教育委員会が事務局を務めております。

1日目は山城ガイドツアーが行われ、坂城会場は葛尾城跡、和合城跡の2つのコースが計画されているところであります。いずれも、事前申込制、定員20名から30名を予定していますが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況により変更の可能性もあるとお聞きしております。

2日目は、上田市サントミュージゼにおいて、専門家や著名人による講演会とシンポジウムが計画されておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、動画配信による開催に変更されたところでございます。配信する番組には、山城保存活動の紹介等も含まれる予定であり、全国に向けて当町の山城を発信する機会と期待できるところであります。なお、動画の視聴方法等については、今後事務局より告知されることになっております。

今後につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた実行委員会の判断等、その動向に注視し、町民の皆様には広報や防災行政無線等を通じて、周知してまいりたいと考えております。

コロナ禍での行事、講座に関しまして、内容と感染防止策について申し上げさせていただきましたが、いずれにいたしましても、今後も引き続き可能な限り実施できるよう工夫や検討を行う中で、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、関係者と協議し、判断してまいりたいと考えております。

9番（滝沢君） ただいま担当課長よりご答弁をいただきました。

いろいろ工夫して開催されるということは理解をいたしました。開催に向けて進めるということですね。今年しかできないもの、それがご答弁にもございましたように、本年、県下初開催の山城サミットであり、成人式です。

山城サミットは、これまで実行委員会を含め、地元大宮区の皆様が葛尾城跡、和合城跡など登山道の整備、頂上の草刈りなどを行っていただきました。一昨日確認をしてまいりましたが、駐車場にトイレも新たに整備をされ、数か所にのぼり旗も設置をされました。教養講座中嶋先生と

の話ともリンクをしております。

また、本年は村上義清公のご尊父、顕国公の没500年にもあたるとされております。事前に飲食業界と企画ができれば、当町の交流人口増に寄与していたかもしれません。お聞きした話では、昨年の岐阜県可児市でのサミットでは、実に3千人ほどの方が参加されたそうです。話によりますと、アフターで山城サミットというような話も聞いてはおりますが、まあ、そういうことを含めて今回もし開催できれば、できるだけの尽力をしていただければというふうに思っております。

それと成人式ですが、本年度は体育館で開催を予定されているということを聞きました。これは、毎年8月15日の終戦の日で開催され、大変意味深いものがあります。久しぶりの出会いの場でもあり、町の将来を担ってくれる若者を私たち大人もともに祝うことの意味が、大変に大きいと思っております。

その中で、1点だけちょっと質問をさせていただきます。

今回、教養講座、まあ初めての取り組みになると思いますが、70名限定というお話でございます。教養講座の講座の受付がたしか23日からということでお聞きはしているんですが、これはどのような形で周知をされて、申込みはどのような形にされるのか、その内容についてお聞きをいたします。

教育文化課長（堀内君） 再質問にお答えいたします。

ふれあい大学教養講座、こちらの周知につきましては、広報さかき9月号と併せまして2020年後期生涯学習カレンダー、こちらを全戸配布させていただきました。

また併せて、町のホームページのほうにもこのカレンダー、掲載をさせていただいております。その中で今年度の教養講座・講演会につきましては、先ほど議員さんのほうからお話がありましたとおり、事前申込み70名限定ということでありまして、9月23日より申込受付を開始し、定員になり次第締切りとなりますことを記載させていただいております。こちらにつきましては、申込み、電話、ファックス、メール等で受付をさせていただきたいと考えております。併せてまた、防災行政無線等での周知も行ってまいりたいと考えております。

9番（滝沢君） 再質問にご答弁いただきました。

まあ、この70名というのは恐らくあそこの大会議室のスペースを、先ほどの3密を図るという中で算出された数字だと思うんですが、この教養講座毎年、いろいろその内容にもよりますけれども、150人、多いときは200人ぐらい入られたときもあったと思うんです。

やはり、町民の皆さん、この教養講座というのは、興味を持って参加していただいている方が多いと思うんで、まあ、この70人限定というのが、ちょっと厳しいのかなという私も感じはするんで、まあ、そこで打ち切りというのは非常に残念な思いがあるんですが、今の現状を考えれば、致し方ないというふうには思います。

まあ、その中で、上田ケーブルビジョンさんとのこの連携なんかで、当日参加できない方に、同時で見ていただくというのは、ちょっと技術的に難しいのかなとは思いますが、後で録画したのを見るとか、見れるとかそのような対応ができれば、またさらにいいんじゃないかなと思うんです。その辺の検討をぜひお願いをしたいと思います。感染防止を図る中で、いろいろ対応をしていかなければなりません、今後ともひとつよろしくお願いをしたいと思います。

では、それをもちまして一般質問を終わります。

議長（西沢さん） 以上で、通告のありました13名の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時55分～再開 午後 1時30分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、日程に掲げた議案につきましては、去る9月1日の会議において提案理由の説明は終了しております。

◎日程第2「議案第38号 令和元年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」

議長（西沢さん） 決算案の提案理由及び詳細説明は済んでおりますので、直ちに総括質疑を行います。

質疑に当たっては、自己の委員会の所管に属する事項については、各委員会においてお願いいたします。

また、質疑に際しては、決算書のページ及び科目を明確に示して質疑されますようお願いいたします。

まず、歳入について総括質疑に入ります。歳入についてございませんか。

14番（大森君） 1点だけですが、お伺いいたします。

28ページ、款19項3目1同和地区住宅新築資金等貸付金管理収入についてお尋ねします。収入といっても歳入が24万円ということで、収入未済額が2,627万9,627円、これは、この収入というか支払った方と、これは何人分なのか、それから、収入未済額で残っている方が何人なのか、その人数と、それから今後の見通しはどうか、あるいはまたどんな約束になっているのか、お尋ねいたします。

企画政策課長（臼井君） 同和新築資金の管理収入24万円でございますけれども、こちらは2名分ということになっております。それから、未納者の数でありますけれども、6名という状況になっております。

対応でございますけれども、定期的に電話ですとか訪問ですとか、そういったことをしてご相談させていただいているという状況でございます。けれども、なかなか解消には向かっていかないという状況もございまして、ご本人それから保証人の方、そういった皆さんと粘り強く交

渉しているという状況でございます。

14番（大森君） 収入24万のうち、2名の方が24万、合計で24万ということなんですが、この2人はあと残金どのぐらいなっているのでしょうか。

企画政策課長（臼井君） お二方の残金でございますけれども、お一人については260万円ほど、もう一方については130万円ほどという状況でございます。

議長（西沢さん） ほかにございませんか。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） これにて、歳入の総括質疑を終結いたします。

次に、歳出について、総括質疑に入ります。

11番（吉川さん） 4点についてお願いします。

まず、57ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、備考に負担金補助及び交付金のところにヤングヒューマンネットワーク事業がございます。毎回お聞きしているわけですが、今回実績報告書の中で、結婚相談が410件ということで、例年になく件数が増加しております。この増加状況の理由について1点お聞きいたしますのと、現在の登録者の状況についてと、長野結婚マッチングシステム、これが開始してから2年ほどになりますが、その活用状況についてお願いします。

それと2点目が、81ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、備考の不妊・不育治療費助成金についてですけれども、これも今回21名に助成をさせていただいたとありますが、これ最高額が50万ということになっております、年額で。該当者はその中にいらっしゃったのかどうか。また、不育症についても10万円の、最高額10万円ということで助成をしておりますが、これについても実績がおありかどうかお聞きいたします。

そして、同じページのところに産後ケア事業12万5,500円が計上されております。これは、31年、令和元年度新規事業として始められましたが、宿泊型と訪問型がございます。今回のこの金額の内容についてお聞きいたします。

そして4点目が、同じページの予防接種事業の中でございますが、昨年の10月から今年の1月末までということで、子どものインフルエンザ予防接種の費用助成制度を開始していただきました。大変ありがたいわけですが、今回中学生までが1人1回、そして13歳未満は2回まで、1回につき千円の助成をするという内容でございました。当初、対象者は1,700名、そのうち千人を見込んで予算を立てていただいておりますが、この接種状況についてお聞きいたします。

以上、お願いいたします。

福祉健康課長（伊達君） 私からは、決算書57ページ、社会福祉協議会補助事業の中の、ヤングヒューマンネットワーク事業の状況についてお尋ねでございますので、その件に関してお答えを

いたします。

まず、ヤングヒューマンネットワーク事業として、実績報告のほうに上げさせていただいた結婚相談の増加の要因と、理由ということでございますけれども、主な増加要因として2点ございます。

1点目なんですけれども、従来ここの件数に算入をしていなかった結婚・婚活イベントに関わる相談件数、これについても結婚・婚活事業の中ということで、新たにこの件数に加えさせていただいたという部分が一つございます。

それともう1点が、平成30年の7月から、坂城町の社会福祉協議会のほうで利用ができるようになりました長野結婚マッチングシステムのご利用の件数についても、ここに計上させていただいたということでございまして、その2点が主な増加の要因ということになってまいります。

次に、登録者数ということでございますけれども、令和元年度末ということでありますけれども、結婚相談所の登録人数、男性12名、女性6名、合計18名ということでございます。

次に、マッチングシステムの活用状況ということでございますけれども、こちらのほうもご利用いただくには登録が必要ということでありますが、元年度末の登録者数、男性6名、女性4名、10名ということでございます。こちらの利用状況でありますけれども、先ほど結婚相談の件数を申しあげましたけれども、410件のうち144件マッチングシステム関係になります。

内容といたしましては、そもそもこのシステムがどういうシステムかというようなお問合せですとか、登録はどのようにやったらいいかといったことから始まりまして、町で登録していただいた方のお相手さんとの引き合わせの申し出の調整ですとか、逆に他の市町村で利用されている方からの引き合わせの申し出をお受けするといったようなことがございまして、それが合計で144件ということでございます。

相談支援件数の中に占める割合もかなり大きくなっていますので、有効にご活用いただいているものと推察をしているところでございます。

以上でございます。

保健センター所長（竹内さん） 81ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、不妊・不育治療費助成金についてでございます。

こちらの最高額50万円を助成いたしましたのは、6人となっています。不育症への助成というのはございまして、皆さん不妊症の治療であります。

続きまして、産後ケア事業でございます。

こちらの出産後の母子への育児支援といたしまして、医療機関へ入院する宿泊型と、助産師が家庭を訪問する訪問型がありまして、令和元年度は宿泊が4名、訪問が2名ということで実施をいたしました。その後、保健師が訪問や電話等により定期的に状況の確認とか相談に応じております。

続きまして、予防接種事業でございます。

子どものインフルエンザ予防接種の費用助成制度でございますけれども、昨年度対象者1,709人のうち助成件数は1,555件でございます。助成券を利用せずに接種された方の割合ですけれども、これは全体で6.4%いらっしゃいました。今年度の10月から来年の1月末までの期間として同様の助成を行ってまいります。

議長（西沢さん） ほかにございませんか。

11番（吉川さん） ただいま、説明ありがとうございます。この長野結婚マッチングシステム、大変好調のようでうれしい話ですけれども、私も社協の担当の方と話しましたら、件数が増えるとそれだけ業務が多くなってきているという話をお伺いしました。その中で、この18万というのは、婚活パーティーなどの取り組みの予算かと思いますが、このままでいいのかどうかという点と、それから今回このパーティーの内容についてはどのような形で執り行ったのか、また成婚に至ったケースはどのくらいだったかということをお願いいたします。

それから、今も不妊症の治療の方が、最高額50万円6名使われたということで、大変うれしいことです。これで、その結果から妊娠に至ったケースは把握されておりましたらお願いしたいと思います。

あとは、今、1,555件ということで、子どもの千円助成のこの取り組み、大変好調に進んでいると思います。その中で、1点お聞きしますが、助成券、これを町から送られて、それで医院のほうに持って行ってというやり方と、あとは助成券使わずに保健センターに直接請求するという2通りのやり方がございましたが、この助成券、これを使って利用された保護者の皆さんどのくらいいらっしゃったのでしょうか。その辺だけお聞きしたいと思います。

福祉健康課長（伊達君） 再質問についてお答えいたします。私のほうからは、婚活に関わるイベントの関係のご質問でございましたので、そちらについて申し上げます。

令和元年度におきましては、婚活イベントといたしまして、千曲市社協と共同でまず1回セミナーとランチ交流会といったものを開催してございます。これ、6月の開催でございます。それと、婚活パーティーとして、7月と12月にそれぞれ開催をしているということでもありますけれども、例年ですと年が明けて2月にもやると、3月にはまた社協単独でのパーティーもやるという予定でございましたけれども、新型コロナウイルスの関係で残念ながらこちらのほうは中止ということで、婚活パーティーについては2回ということでした。

それと、昨年度中の成婚数でありますけれども、成婚については3組ということでございます。そのうち2組については、過去のこうしたイベントをきっかけとしての成婚ということになっております。

それともう1点、補助金の額の話が若干あったように思いますけれども、金額、補助金については、千曲市と合同で開催しているイベントについては、これは社協独自でも別の財源がござい

ますので、そういったものをご活用いただく中でやっているということでございます。今後において、例えば、マッチングシステムでかなり手間がかかってしまうというような状況があれば、それはまた別途お話しをしていきたいと考えているところでございます。

保健センター所長（竹内さん） 不妊・不育治療費助成金を受けられた方で、妊娠された方につきましては5人ということでございます。

続きまして、子どものインフルエンザ予防接種の助成ですけれども、助成券を利用された方につきましては、1,555件のうち1,455件の方が助成券を使って接種をされております。

議長（西沢さん） ほかにございませんか。

8番（玉川君） 2点伺います。

116ページ、款9項1目2節18の備品購入費について、非常用備蓄資機材等203万4,620円とあります。これの非常用備蓄資機材というのの説明いただきたい。

もう一つ、120ページの款10項1目2の節11、教員住宅管理事業というところで、31万6,128円とありまして、これ教員住宅なんですけど、現在の戸数と入居数、将来の入居の見込みについて教えていただきたい。お願いします。

住民環境課長（関君） 116ページの消防施設一般経費、節18の備品購入費の中の非常用備蓄資機材等の内容についてお答えさせていただきます。

まず、これにつきましては、避難所で使用する毛布ですとか、またパーソナルトイレ用テント、それから凝固衛生用品袋とかを購入したんですけど、そのほかに災害対策防災寄附金が昨年ございまして、それを活用しまして発電機付きのLEDバルーン投光器2台、こういったものをご購入させていただきました。

教育文化課長（堀内君） 120ページ、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、教員住宅管理事業についてのご質問にお答えいたします。

現在、教員住宅の戸数は6戸ございまして、入居は3戸入居でございます。

今後につきましては、民間のアパートも増加しておりまして、需要は減少傾向にあるかと考えております。老朽化している施設もありますけども、現在ある施設の維持修繕を行う中で活用を図ってまいりたいと考えております。

8番（玉川君） LEDバルーン、これ寄附金で購入されたら、すばらしいことだと思います。このLEDバルーン2台なんですけど、これの配備と用途についてのご説明、それと教員住宅については、入居がこれから見込めそうもないというようなことで、維持管理ということですが、今後の利用についてのお考えもう一度お聞かせください。お願いします。

住民環境課長（関君） LEDバルーン投光器でございますけれども、坂城防災センターのほうで備蓄させていただいてございます。2台ともそちらにあります。

それから、LEDバルーンは、従来の一定方向のところを光を照らすというものではなくて、

360度明かりが取れると、そういう特徴がございます。そういったこともありますので、火災などを含めた夜間の災害現場、そういった場所で明るさが必要な場所、そういったところに応じて、お持ち運びをして使用したいというふうに考えております。

教育文化課長（堀内君） 今後の利用の見込みにつきましては、先ほども申し上げましたが、民間のアパートもあるということで、なかなか需要というのは、フルに6戸全部入るといような状況は今後ないかなということでもあります。ただ、全くないといったことではありませんので、現在ある施設について維持補修を行いながら運営してまいりたいというふうに考えております。

議長（西沢さん） ほかに。

6番（大日向君） お願いします。51ページ、款2項3目1、備考の19にありますカード関連事務交付金について。これは、どこへ交付、または支払ったものなのか。それと、この事業の内容と去年交付したマイナンバーカードの交付枚数をお願いします。

住民環境課長（関君） 51ページの戸籍住民基本台帳一般経費の節19、負担金補助及び交付金のカード関連事務交付金の内容についてご質問いただきました。

全国の自治体が、個人番号カードを作成をするものに対して、委任をしております地方公共団体情報システム機構、通称J-LISというところなんですけど、そちらへ支払うものとなっております。個人番号カード発行の関連事務、それから電子証明等の発行に係る認証業務、その関連事務が対象となっております、全国の住民基本台帳に対する市町村の人口割合で算出されるものとなっております。

なお、この関連事務交付金につきましては、マイナンバーカードの再交付手数料、去年は約1万9千円だったんですけど、それを除いた額全てが控除の対象となっているということがございます。

それから、2点目の昨年のマイナンバーカードの交付枚数ですけれど、277枚となっております。

以上でございます。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

14番（大森君） 2点伺います。また似たような質問でございますが、64ページの款3項1目5、人権同和推進一般経費で人権政策確立支援という点についてお尋ねします。

これ30万がついているんですが、国において部落差別解消法が成立しました。坂城町の解放同盟町協議会は、これを実現するための運動として、この人権政策確立の運動をしてきたわけですが、これはもう成立したわけですから、この制度が出来上がっているわけで、これは来年度はどのようになるかということなんですか。これは、まだここで答弁できる内容ではないと思うんですが、その考えはどういうことなんでしょうか。いつまで続けるのか、それについてお尋ねします。

企画政策課長（臼井君） 人権政策確立支援の補助金ということで、これまで法律の制定に向けまして全国で活動をしてきたという部分のところに支援をしてみましたが、28年に新たな法律ができたということでありまして、今後の助成金の今後についてでございますけれども、人権擁護に関する施策を総合的に推進して、広く差別をなくすネットワーク、そういったものを構築する中で、人権政策の展開を図るという助成のほうに内容が若干シフトしていこうということをご想定しております。

そんな中で、ただ、それがいつからかということについては、今のところはっきりとは申し上げられない状況ということでございます。

14番（大森君） もう少し広い形での差別を解消していくような取り組みだというお話なんですが、だって、この補助金その方向性でいけば、解放同盟には行かないようにはなるっていうことでしょうか。それをお尋ねします。

それから、先ほど、最初質問すればよかったんですが、もう1点質問したいんですが、87ページの款5項1目1、今、教員住宅のお話が出ましたが、6戸中3戸が入居しているという答弁だったと思います。私がお聞きしたのは、移住定住就職支援事業に当たるのかな、この教員住宅を1軒当ててこの事業をやっているということだと思んですが、これの利用人数、それからそれについての就職のあっせんとか、あるいはそういう取り組みについてどうだったのかということをお尋ねします。

企画政策課長（臼井君） この補助金の支払い先といいますか、補助先ということでございますけれども、現在坂城町の同盟のほうにお支払いをしているんですけれども、この補助金、今後の動き、そういったものと連動していくものというふうにご考えております。そうした中で、どこへ補助というのは、先ほどのご説明しました補助金の方向と合わせて検討していくという形になるかと思っております。

企画調整係長（宮下君） ただいまの移住定住の教員住宅を使つての移住定住施策というところのお話でしたが、ページでいきますと41ページ、企画費、企画政策推進経費、こちらの中で消耗品でありますとか、光熱水費、また清掃料など使っておりまして、こちらにつきましては、昨年度、令和元年度におきましては5件12名の方が利用されました。

議長（西沢さん） ほかにございますか。ございませんか。

これにて、歳出の総括質疑を終結いたします。

本案につきましては、歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費、款11災害

復旧費のうち項3 公共施設等災害復旧費を除く災害復旧費、款1 2 公債費、款1 4 予備費の各事項を総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

次に、歳出の款2 総務費のうち項1 総務管理費中、目1 1 防犯対策費、目1 2 交通安全対策費、目1 3 消費生活費、項3 戸籍住民基本台帳費、款3 民生費のうち項1 社会福祉費中、目5 人権同和推進費、目6 隣保館運営費を除く民生費、款4 衛生費のうち項1 保健衛生費中、目1 0 合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9 消防費のうち項1 消防費中、目4 水防費、目5 防災費を除く消防費、款1 0 教育費、款1 1 災害復旧費のうち項3 公共施設等災害復旧費の各事項を社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りいたします。日程第3 「議案第3 9号」から日程第6 「議案第4 2号」までの4 議案、各特別会計決算案につきましては、担当課長からの詳細説明は省略いたしたいと思っております。ご意義ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(西沢さん) 異議なしと認めます。よって、担当課長からの詳細説明は省略することに決定いたしました。

◎日程第3 「議案第3 9号 令和元年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長(西沢さん) これより総括質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括して行います。質疑ございませんか。

(「進行」の声あり)

議長(西沢さん) これにて、総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第4 「議案第4 0号 令和元年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長(西沢さん) これより総括質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括して行います。ございませんか。

(「進行」の声あり)

議長(西沢さん) これにて、総括質疑を終結いたします。

本件については、総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第5 「議案第4 1号 令和元年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長(西沢さん) これより総括質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括して行います。

(「進行」の声あり)

議長(西沢さん) これにて、総括質疑を終結いたします。

本件は、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第6「議案第42号 令和元年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長(西沢さん) これより総括質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括して行います。

(「進行」の声あり)

議長(西沢さん) これにて、総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

ただいま、各常任委員会に審査を付託いたしました日程第2「議案第38号」から日程第6「議案第42号」までの5件については、次回の会議において審査結果の報告をお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日11日から9月17日までの7日間は、委員会審査等のため、休会といたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(西沢さん) 異議なしと認めます。よって、明日11日から9月17日までの7日間は、委員会審査等のため、休会とすることに決定いたしました。

次回は、9月18日午前10時から会議を開き、決算案の委員長報告、討論、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(散会 午後 2時06分)

